

日程第1 一般質問

5番 松村利宏

- (1) 台風19号の教訓に伴う防災・減災について
- (2) 行政の電子化推進及び学校のプログラミング教育に伴う機器管理について

1番 片桐邦俊

- (1) 村の新規就農者支援対策について
- (2) 消防団の防災対応について
- (3) J A上伊那片桐支所後利用と村交流センターについて

4番 大原孝芳

- (1) 認知症の事故救済制度について
- (2) 再編統合の検討が必要な病院名の公表について

2番 飯島寛

- (1) 「支え合いの地域づくり懇談会」について（その2）
- (2) 中学生の携帯電話・スマートフォン使用実態について
- (3) 中川両小学校・中学校の行事への招待について

9番 鈴木絹子

- (1) 中川村地域防災計画の見直しの進捗状況を問う
- (2) 災害時における福祉避難所の開設について、どのように考えるか
- (3) マイクロプラスチック汚染に中川村からの行動を進められないか
- (4) 公立学校教員に「一年単位の変形労働時間制」を導入する給特法改定案をどう考えるか

- 1番 片桐邦俊
- 2番 飯島寛
- 3番 松澤文昭
- 4番 大原孝芳
- 5番 松村利宏
- 6番 中塚礼次郎
- 7番 桂川雅信
- 8番 柳生仁
- 9番 鈴木絹子
- 10番 山崎啓造

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	下平達朗	総務課長	中平仁司
会計管理者	半崎節子	住民税務課長	村澤ゆかり
保健福祉課長	菅沼元臣	振興課長	松村恵介
建設水道課長	小林好彦	教育次長	松澤広志

職務のために参加した者

議会事務局長 井原伸子
書 記 座光寺 てるこ

令和元年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和元年12月6日 午前9時00分 開議

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) ご着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

5番 松村利宏議員。

○5番 (松村 利宏) 私は、さきの通告書に基づき2問質問をいたします。

まず最初に「台風19号の教訓に伴う防災・減災について」。

まず1つ目として、台風19号は過去最大の規模となり、東日本各地に被害をもたらしました。その特徴は、急速教科、992ヘクトパスカルが1日で915ヘクトパスカルに拡大し、さらにモンスター化し、直径966kmが915ヘクトパスカルのまま3日間連続で巨大化し日本に接近したことになります。これは、近年、日本近海の推進50mの水温が27℃と非常に高温だったということになります。

私が8年前、中川村に帰ってきてから、行政の方、また村民の方といろいろ話す機会がありましたが、中川村は災害が余り受けないから防災・減災を真剣に考えなくても大丈夫だと、かなりいつも言われていました。特に台風は伊那谷をそれていくから問題がないという意見が多数を占めていました。

しかしながら、ここ7年間を見ますと、平成25年の東京都大島町土砂災害、それから26年の広島土砂災害、27年の鬼怒川水害、28年の台風7号9号10号11号連続によるグループホームが水害を受けました。29年には九州北部豪雨、平成30年には西日本豪雨、さらに令和元年、ことしは台風19号と、日本各地で甚大な被害が発生しております。こういうことを考えますと、今後、ゲリラ豪雨とか線状降水帯、台風により全国どこで被害が派生してもおかしくないという状況が考えられます。

そういうことで、中川村が安全だと言える時代が終了したというふうに考えますが、これについてどのように考えておられますか。

○村長 中川村は、昭和36年、梅雨前線豪雨災害、三六災害で18人の犠牲者を出すとともに、家屋の流出、田畑の流出、埋没など、大きな被害を出しました。以来58年、幸いにして人命を失う大災害に見舞われたことはありませんが、それ以前に起きた大災害としては、大正12年、1923年には、正徳5年、これは1715年の江戸時代だそうでありますが、ひつじの満水といわれる大水害があったようでございます。これ以来とも言われる、大正12年には大水害が起きたというふうに片桐村誌には記されておしま

す。砂防対策、堤防強化が以降行われた現在と当時の災害を比較はできませんけれども、過去に起きたことは起きる可能性があるということであります。毎年全国各地で起きている異常な豪雨による大規模災害は常態として覚悟しなければならないというふうに考えております。安全な村だという認識は決して抱いてはいませんが、三六災害か、それ以上の災害に見舞われる事態は起こり得るというふうに思っております。

○5番 (松村 利宏) 今、村長から回答いただきましたが、私もそのとおりだというふうに認識しておりますが、やはり行政に勤める方、この方全員がその認識を持つことが重要だと考えておりますが、この辺について村長はどのように今後していくつもりか、現状どうなっているかを含めて一言いただければと思います。

○村長 村の職員に対しては、個々の職員にきちんとこういう事態はあり得るぞということをお話する機会というのは、特には話をする機会は、特に持っておりませんが、その都度、長野气象台、気象庁の予報官、气象台長の方ですとか、国土交通省の天竜川上流河川事務所の職員の方、こういった方に実際のお話を聞く機会は持っております。そういう中で、職員は近年のこういう災害を目の当たりにして、決して中川村は安全ではないと、よく言われるのは安全であるということはないと、よく言われるのは、2つの大きな山脈に囲まれているので、風害っていうか、台風害は、それは大したことではないということをよく聞かれますが、実は台風19号も伊勢湾台風と同じようなコースをたどりそうだとすることで非常に警戒したという事実があります。ここら辺の認識は、職員の中にはないかもしれませんが、今回の風害も含めて、そういう認識は恐らく持っていないというふうに思っております。

○5番 (松村 利宏) 今、回答いただきましたが、私は、九州、鹿児島県で台風に遭遇いたしました。風速60m、鹿児島県の方は、台風が来る前に災害対応、大体もう1日前に終わっています。それが常態になっています。今回の台風19号は、それよりもっと大きな台風です。それがいよいよ関東、要するに中部地方を含めて、この辺の来ているという認識を持っていただいたほうがいいと思います。全く異なる状況だと思えます。そのときにどうなったかというと、鹿児島県では体育館の屋根が飛びました。私がいたところのプレハブも300m飛びました。2棟が飛びまして、あります。それから、高圧鉄塔2塔が倒れました。電線も電柱もどんどん倒れました。そういうのが今回千葉県で、台風19号ではない、その前に起きましたけれども、それが常態だっていうのを、いよいよこの辺の地域もしっかりと認識する必要があるだろうということだと思いますんで、その辺もしっかりと認識を深めていただければというふうに思います。

次に参りますが、日本は、気象庁、国土交通省等が中心となり気象情報等を出し、各省庁等が連携し災害対応を行います。台風19号における5段階の大雨警報レベルの運用は、幾つかの問題点がありました。

中川では氾濫発生情報が出なかったため、見回り中の消防団員が危険な状態になりました。

千曲川では、大雨特別警報が解除された朝、天気回復したため避難所から自宅に戻ったところ、北陸地方整備局が13日の2時15分、決壊した堤防に設定したカメラの映像が途切れたため、5時30分、職員が決壊を確認したが、長野市に決壊情報を伝達しなかったため、再度避難することが発生しました。長野市が決壊を把握したのは7時のNHKニュースでした。

長岡市の浄土川が氾濫しているのに通常の表示になっていたため、避難をささずに被災したということが発生しました。

いずれも台風19号は広範囲に短時間に被害をもたらしたため、国、自治体ともタイムリーな情報発信に問題がありました。

中川村は、美和ダムの水位上昇に伴い、10月12日21時30分、緊急放流に伴い、これに対応するため飯沼、小和田、葛北、渡場に避難指示、20時に出した。このことは非常にタイミングもよく、それなりにできたんじゃないかというふうに認識しております。

しかしながら、村は天竜川の氾濫、中小河川の氾濫、土砂災害、関係機関との連携不能、防災機器等の故障等、最悪状態における指揮所訓練を行い、問題点を把握し対応できるようにすることが必要だと考えます。これはどういうことかという、防災担当者、この方が、きのうから聞いていますけども、同じ質問がかなりあったわけですけども、専任でないというのは人数の関係上しょうがないと思うんですけども、このためには、相当しっかりと連携、最悪状態でいろんなことをやっておかないと、いざとなったときには全く機能できないということになりますので、そういう指揮所訓練というのを平時から行うことによって対応できるというふうに考えますので、この辺についてはいかがでしょうか。

○総務課長

まず指揮所訓練であります、いわゆる図上訓練で、CPXとかいうふうにも呼ばれるそうありますけれども、この訓練には事前の準備や訓練本番の運営に相当な労力が要するというふうに聞いております。私自身、直接これに参加したことがないので実情は承知しておりませんが、この辺では上伊那地域包括医療協議会という組織で大規模災害時の医療救護活動の図上訓練というのを毎年行っております。イメージとしては、これに近いものかなあというふうに想像をいたします。この訓練は、スウェーデンで開発されたエマルゴトレーニングシステムと呼ばれる手法を活用した救急・災害医療の机上シミュレーションによる研修であります。保健福祉課の時代に上伊那の訓練の初回に参加いたしましたが、結果と申しますか、感想としては、私も含め、参加者みんな惨たんたるものでありまして、訓練の前に訓練が要するというような必要を感じたところであります。

村でも過去に1度、災害発生を想定した机上訓練というのを行ったことがあります、そのときも、正直申し上げると、ほとんど何もできない状態であったというふうに記憶をしております。やはり繰り返しの訓練が必要だというふうに感じたことも記憶をしております。

どちらの訓練にしましても、訓練を実施すること自体が大変だったなあというふう

に受けとめております。

7番議員もご指摘をされておりましたが、経験のないことを緊急時に成功させることは、よほど運に恵まれない限りは、まず難しいかなというふうに思います。繰り返しの訓練は必要であろうというふうに思いますが、やはり無理なことは続かないというか、なかなか現実味が持てないということも事実であります。しかしながら、これもやってみたら言えるということでありまして、大災害を経験していない職員が多くなっておる現在、何らかの演習に取り組むことは必要というふうに感じておりますので、前向きに検討したいと思っております。

○5 番

(松村 利宏) 今回答いただいたとおり、指揮所訓練ってというのは、今言われたとおり非常に準備に時間がかかるって話と、なかなか人数も必要になってくるってのがありますので、その軽にできることと、今言われた毎年やる必要はないかと思うんですよ、私は。ただ、数年に1回っていう、そういう大きなのはいいかと思っておりますので、その辺をやっておくことが重要だと思います。もう一つ重要になってくるのは、きのうも7番議員のところでも回答いただいたわけですけども、やっぱり専任の防災担当の方がいろんなほかの仕事も兼ねながらやらなきゃいけないってことになりますので、そうすると、そのほかの方、そこに応援して来ていただく方にも指揮所訓練ってことを体験していただいて、その裾野を広げていくことが重要だと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○総務課長

前回1度村で取り組んだときも、ほぼ全職員を対象にやったということがございます。当然ながら多くの職員がかかわれる形でやっていくということになるろうかと思っております。

○5 番

(松村 利宏) その辺も今後継続して、しっかりとお願いしたいと思っております。

次に参ります。
飯山市役所とか宮城県の丸森町役場、これは浸水して災害本部が機能するまでに時間がかかりました。これらの役場はハザードマップで浸水エリア内にあり、そもそもわかっているっていうか、問題があるってところでした。

では、中川村役場を見ますと、大谷沢川水系、それから大草の砂防ダムの真下があり、ハザードマップで土砂災害警戒区域の土砂災害イエローゾーンになっております。

ハザードマップの土砂災害警戒区域は、斜面の角度により、区域、これが決まっていると、若干そのほか地質とかそういうのも考慮しているというところはあると思うんですが、大体斜面の角度で決まっているという認識を持っています。土石流は、雨量、間隙水圧、地質構造により危険区域を選定できます。

中川村では、長い坂、片桐の長い坂の斜面のところ、一部今でも西小学校の西側の斜面は警戒区域に入っていますけれども、長い坂全体のところも入ってくるかというふうに思います。それから、葛島地区、大高山西側斜面、陣馬形山西側斜面、陣馬形山は四徳のほうも入るわけですけども、そういうところが地質、間隙水圧ってのを見ると危険水域に入ってくる、危険な状態になってくるということになるかと思うんですが、これについてはどのように考えられるでしょうか。

○総務課長 現時点で村として間隙水圧の状況を調査したりしておるわけではありませんし、また村が単独でこれを調査するというのも難しいわけですが、危険性につきまして科学的に説得力があると申しますか、きちんと調査されたものであって、ほぼ全村を網羅した形のものでもし得られるというふうになれば、これらについては当然警戒区域に準ずるものとして取り扱っていくことになるかというふうに思います。

○5 番 (松村 利宏) このことにつきましては、今、国で全国、特に九州地方のほうからもう既に始めております。まだ全部を公表するっていう段階にはないわけですが、そこをやっております。

還元水圧、地質構造、それから雨量による土砂災害の検討状況っていうか、今後、国はどのようにやっているかっていうのを、国の方、もしくは関係者に来ていただいて説明を受けるというのは可能ですので、この辺はやっていく必要があると思っていますんで、私のほうでその関係者と連携をとって話をさせていただくという格好にしていきたいというふうに思っています、今後調整、またさせていただきたいというふうに思います。

次に参ります。

台風19号は、各地域で上下水道が機能停止に陥りました。特に下水処理場が浸水により機能停止となり、簡易処理により河川に放流する応急処置をとりました。しかしながら、完全復旧にはまだ数ヶ月かかると言われており、この間、節水が必要となり、洗濯、入浴等が制約されるということが発生しました。また、補修するためには多額の経費がかかります。国、県からの支援があったとしても村独自の経費も必要になってまいります。

中川村は下水処理場がハザードマップで浸水地域になっていますが、村の防災計画を見直す必要があると思うんですが、これについてはどうでしょうか。

○村 長 三峰川に幾つかの観測所があります。北沢観測所、小黒観測所、荒川観測所というふうであります。この流域に限り、昭和36年6月洪水、三六災害ですね、そのときの雨量と比較して降雨、流量ともに同等以上の洪水であり、天竜川水系流域全体が同様の雨量であれば、ハザードマップに示されたとおり、村の片桐浄化センターと葛島クリーンセンターは3～5mの浸水となる可能性があるということで、あのように色分けになっているというふうに認識をしております。

中川村の地域防災計画でありますけれども、一つ一つの施設について防災対策を記載しておりません。あくまでも大局的に想定される災害について対策を講じておるものでございますので、浸水対策が予想される下水処理場については、災害時において必要とされる下水の排除及び処理機能を想定される現場の状況に応じて緊急措置として確保するとともに、段階的な応急復旧として向上させるためのマニュアルを策定するという事を下水道運営審議会でも報告いたしました。以上のことから、中川村地域防災計画の見直しというよりも、当面個別に対応マニュアルを策定し、想定される災害対策を講じていくということを考えております。

○5 番 (松村 利宏) 今、個別の計画をつくっていただくということなんで、非常に重

要なことだと思っていますんで、その方向は非常によろしいかと思いますが、やはり今回の台風19号でかなり下水のほうの問題が起きたので、住民のほうに、今、村長から回答いただいたことのある程度方向が見えたら、詳しくどこまで言うかっていうのはちょっとありますけども、こうなった場合はこういう対応を考えていますよというのを周知していただくっていうのも重要かと思っています。何らかの機会ですべていただくことが重要だと思っていますんで、その辺も今後検討していただければというふうに思います。

次に参ります。

台風19号による降雨で気象庁は大雨洪水警報、土砂災害警戒情報を、国土交通省は氾濫警戒情報、氾濫危険情報を発令しました。これに基づき各自治体は避難準備、避難指示、避難勧告を発令しましたが、住民の避難が70%程度でした。避難がくれたために家の2階に避難し、ヘリコプター、ボート等で救出された方が多数いたわけです。

私は、11月12日、上伊那ブロック社会福祉協議会主催の災害ボランティアのバスパックツアーに参加し、長野市穂保地区で堆積した泥のかき出し、土のうに詰めて道路までの搬出、リンゴ園の中にあるごみの搬出作業を行ってまいりました。依頼主の方は、年齢は78歳ぐらいの御夫婦の方だったわけですが、長年住んでいるが千曲川は決壊したことがないので大丈夫だということで家にいたところ、あつという間に胸までつかって来てしまったと、水が、それで2階に避難して、次の翌日、やっぱりヘリで救出されたということでもあります。きのうから7番8番の、特に8番の議員のほうから質問あったときに半鐘を鳴らしたという話がありましたが、確認したところ半鐘の音も聞こえなかったと、なぜかという、やはり窓をしっかり閉めてあると、風も強かったし、それから雨も相当降っていたために、各戸全員で聞ける、どこの家も聞こえる状態じゃなかったということがわかりました。半鐘がどうのこうのっていうことじゃなくて、要するに避難すべきところを避難しなかったと、周りの人はかなり避難しているところもいっぱいあるわけですが、方もいるわけですが、そういうところが非常に問題かなあというふうに思っております。

自治体が出す避難準備、避難指示、避難勧告は、これは当然やらなきゃいけないわけですが、中川村は、昨年、前回からも質問をさせてもらっており、各地区ごとに被災状況、災害状況は異なってくる、非常に中川村は特徴的な村ではないかなあ、地区じゃないかなあというふうに思っておるわけですが、各地区の河川状況、土砂災害予兆等を勘案し、各家に発令し、各地区が河川状況とか土砂災害予兆等を勘案し、各家にしっかりと示して避難状況を確認することが必要です。いわゆる村が言っても、うちのところは大丈夫だから避難しなくていいんだというふうに判断する可能性が高い地域だと、それぞれ集落によっても、例えば3田島、南田島、中田島、田島地区を見ても、それぞれ私の家は大丈夫だと思っている家は絶対避難しないと思うんですね。逆に、過去は大丈夫だから、ここも大丈夫だというふうに、斜面のところ、河川に近い家の人たちもそういう状況になる可能性があるということが生起するかと

思います。そうすると、やはり、村は村内各協力団体と連携して今災害のいろんなことをやっているわけですが、災害時のタイムラインをもう一回作成し、それに基づき各地区ごとにタイムライン計画を作成してもらい、計画の徹底と、要するに徹底っていうのは、認識をしてもらうことと訓練をやることと、それから実際に避難する体制までを徹底していくということが必要だというふうに考えますが、これについてはどうでしょうか。

○総務課長 まず、村のタイムラインっていうことでありますけれども、天竜川の洪水対策につきましては、村の防災ハザードマップの避難に関する情報というところに天竜川洪水予想という図がありまして、これがタイムライン的に、こういう状況になれば避難指示・勧告等を出すという1つのタイムラインというふうになっておりますけれども、この見直しも含めまして、その他の災害に関しましても災害対策本部としてタイムラインの策定が必要だということは、そのとおりにかというふうに思います。

地区ごとにタイムラインをつくって、それをもとに自主避難ができるようになれば理想でありまして、その1つの取り組みとして地区防災マップづくりということもしていただいておりますけれども、大事なことは、お話にありましたように、それを自分事として、村の指示だから云々ではなくて、まず自分自身で避難行動につなげるということが大事かというふうに思います。何をやればそうなるという名案があるわけではありませぬし、急にそうなるということも望めない、難しいかというふうに思いますけれども、粘り強く訴えていくしかないかなあというふうに思います。

○5 番 (松村 利宏) まさに各自が自覚してもらってやるということが非常に重要だというのは間違いありませんので、そこで、去年、また防災士を養成していただくということで、村のほうからも支援いただいておりますけれども、今12月末の段階で防災士が5名ぐらいになりそうだと、さらに今後増えていくだろうということで今考えています。

防災士が各地区の防災リーダーとして行政と連携して各地区の自主防災計画の作成を支援し、各地区の防災・減災能力向上を図ることが急務だというふうに考えております。令和2年度の豪雨対応ができるように、行政主体でその対応、要するに防災士を使った運用っていうのを考えていくことが必要だと思いますが、どうでしょうか。

○総務課長 お話のとおり、地域の防災力向上のためにはリーダーがやはり必要でありまして、防災士の皆さんには大いに期待を申し上げるところでございます。今回の補正予算でもお願いいたしましたが、やはり村でも養成を図っておりますところでもございまして、お話のように村内の人数も着実に増えていることは大変ありがたく思っております。

村と地区との連携のキーパーソンとして、防災士の皆さんとは、組織化という大変ですが、連携の場といいますか、懇談の場などを設けていきたいというふうに思います。

○5 番 (松村 利宏) 今回回答いただきましたように、防災士のほうとも連携とっていただいて、しっかりと自主防災計画を支援でき、さらに村民の方が自覚できるような体制

をとっていただけるのが一番重要だと思いますので、しっかりと対応をお願いしたいというふうに思います。

次に参ります。

皆さん御存じだと思うんですが、アメリカがこういう大規模災害に対応するために、アメリカはFEMAっていう組織がありまして、国土安全省に属するわけですが、大規模災害が発生した場合の支援活動を組織的に統括していくと、災害が発生した際には救助隊を送ったり医療隊を送ったりということがありまして、訓練もそこでやっているという格好になります。いわゆる、皆さん御存じのように、アメリカはハリケーンが来たときに、今回の19号と同じぐらいの規模のハリケーンが来たときに、海拔0m地帯が何十kmにわたるエリアになります、フロリダとか、あっちのほうになります。したがって、もう48時間前から全員、そのエリア全員、もう50km掛ける100kmぐらいのエリアの人たちが全員避難するという態勢をとります。これをしないと、もう御存じのとおり浸水してしまうっていうのはもうわかっているんで、そういう態勢で国を挙げてやっているっていうのは、FEMAっていう組織でやっているわけです。

しかしながら、日本は、もう地形が全然違いますし、そこまでなかなかできないんで、今、日本は国土交通省とか気象庁、これが中心になって、各省庁が機能しながらやっていくという状況になって、防災計画、その対応をしているというのが実態なわけです。

それで、今、内閣府は、2018年から国家レジリエンスという防災・減災の強化ということで、市町村災害対応統合システムの開発を行っています。期待する成果は、国民が確実に避難できるようにすることで、逃げおくれによる死者ゼロを目指すということと、広域経済を早期に復帰することで被害者がいち早く通常の生活に戻る解消を実現するという狙いを持ってやっています。研究項目は避難・緊急活動支援、それから被災状況解説・予測、広域経済早期復旧支援、水資源の効率的確保、線状降水帯対策、スーパー台風対策、市町村の災害対応の7項目であり、市町村の意思決定を支援する情報システムを構築し、今現在、次世代の人々が安心して生活できる世界の実現を目指すというふうにして、改革府は今それを検討しています。

しかしながら、日本の状況を見ると、市町村は、やはり地形、河川とか、それから気象状況、道路、橋、各集落の状況を分析し、独自に災害減災を考え、それをやっていくことが必要不可欠ではないかというふうに思います。いわゆるアメリカでは国が全部音頭をとってやっていると、日本も内閣、国がいろんなことを考えているけれども、やはり今回の千曲川の状況を見ても、やはり現場でそれぞれのところで起きています。それぞれの特長を見て防災・減災の対応をしっかりと考えていかないと、国がやってくれる、県がやってくれると思っていると、それは全く違うんじゃないかというふうに思います。要するに、市町村ごとがしっかりとした認識を持って対応しておかないと、そもそも誰にも初動のところはできないんじゃないかというふうに思います。復帰、復興という観点では、当然、県、国の財政力、それから、そういうのが必

要になってくるわけですが、体力が必要になってくるわけですが、そういうことを考えていく必要があるんだというふうに思います。

そうしますと、中川村では、上流に三峰川、太田切川、中田切川、与田切川が天竜川に合流し、流量が増加し、飯沼地区は下流に坂戸狭窄部があります。小和田地区は下流に川口の狭窄部が、中央、田島、中賀島、南田島、葛北、葛島、渡場は下流に小渋川の合流があるため、それぞれの地区で水位が増加しやすい地域となり、ハザードマップ等になることは、今回の千曲川のことを見ますと現実になってまいります。

昨年ハザードマップが配布されたとき、南田島地区でもそうだったですけど、まさかこんなことは起きないだろうと大体ほとんどの方が言っていました。台風19号により、まさかは通用しなくなり、災害に上限がないことがこれで明らかになったということだというふうに思います。

千曲川流域で災害に遭遇した人たちが今住んでいる地域に今後も住むことができるか不安だとの意見が多数出ています。

第6次総合計画を今作成中ですが、防災・減災について根本的に検討することが必要です。これは中長期的に考えることが必要だということになるかと思えます。

そこで、中川村は、今後、人口減少、高齢化、雨量の増加といった社会構造の変化を背景に、地区、集落のあり方とか、天竜川・小河川流域の治山治水対策や備えを検討し、第6次総合計画に防災・減災として取り組むことが必要だと考えますが、どうでしょうか。

○総務課長 まず、社会の動きですとか気候の変化を敏感に捉えてさまざまな課題に取り組むということは、いわゆる防災・減災に限らず、全ての施策に共通している部分かなというふうに思います。

防災・減災というものは、普遍的といいますか、永続的な課題であります。総合計画へということでございますが、総合計画は基本的な視点や方向性を示すというものでありまして、より具体的に計画するものとしては地域防災計画というものがあります。その見直しもなかなか思うに任せないところではありますが、来年度において何とかこれを見直してまいりたいというふうに思いますので、そういった中に反映をさせていければというふうに思います。

○5 番 (松村 利宏) 特に、今、総合計画っていうのは骨子的なこと、どういうふうに今後やっていくかっていう大きなところを考える計画だというふうに言われましたが、それはそのとおりでと思うんですが、その中にも、やっぱり中川村の高齢化、それから人口減少、それから集落のあり方っていうのを考えた上で、総合計画でしっかり考えた上で防災計画をつくっていかないと一貫した計画ができないだろうというふうに思いますが、これについてはどうでしょうか。

○総務課長 おっしゃるとおりかというふうに思いますが、総合計画の中に言葉としてどのように表現するかとなりますと、おのずと大まかなといいますか、包括的な表現にならざるを得ないのかなというふうに思います。

ただ、集落のあり方、地区、集落のあり方というお話がありました。今後、もう

人口減少社会に向かうことは残念ながら明らかなことでありまして、いわゆるどのような、そもそも暮らし方といいますか、そういう人の暮らす場としての村の大きさといいいますか、仕組みというものは、どうしてもおのずと考えるを得ない時代になるのかという認識は思っております。

○5 番 (松村 利宏) そのほかのところで住みやすい、総合計画の中で住みやすい村、安全な村っていうところの項目もいっぱい出てくるわけですが、総合的なところに防災・減災、今言った災害対応っていう観点のフィルターをかけていかないと、それを10年先、やっぱあのときやっておけばよかったということになりかねないので、その点についてしっかりと考えていただくということが重要だと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に参ります。

特に片桐地区、大草地区、葛島地区については、中心地域にハザードマップで非常に危ないエリア、特に重要な施設っていうのがあるかと思うんですが、これについてもしっかりと今後の土地利用計画っていう観点で考えていく必要があるかと思えます。今、総合計画じゃなくて防災計画に入れればいいという話がありましたが、これをしっかりと総合計画で、あり方になりますので、どういうふうな考え方でいくかというのを考える必要があるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課長 土地利用のあり方につきましては、当然、総合計画の中の大きな課題かというふうに思いますが、どこまで踏み込んだ記述になるかというのは、まだ現在の段階でちょっとお答えいたしかねるところであります。

ただ、ハザードマップに示した区域の中に、危険な区域の中に重要な施設があるということは現実であります。そのことをもって既存の施設をすぐにどうこうするということは、現実的にはできませんが、新たな施策を考えるに当たっては、当然考慮していくということになります。

○5 番 (松村 利宏) 今お答えいただいたとおり、今あるのをどうのこうのすぐできないと思えますので、それは言われたとおりでと思えますが、建てかえの時期が来るというときには、その地でいいのかどうかを踏まえていくっていうのも重要だと思いますので、そういう視点でやはり常時考えていくということが重要だと思います。それを、あした、10年先に建てかえが来るかどうかっていうのはわかりませんので、そういう視点で、次のときはどうするんだという視点で考えておくっていうことを考慮していただければというふうに思います。

次に参ります。

台風19号とは違いますが、台風21号に関連する豪雨において千葉市緑区で土砂災害により家が崩壊し2名の方が亡くなりました。この場所は、ハザードマップで土砂災害警戒区域になっていない地域でしたが、斜度が30°以下で土砂崩れが発生してということになっております。

中川村では、斜度30°以下のところに家が多数あります。土砂災害警戒警報で避難することが必要だというふうに思っておりますが、この辺、これをやると中川村は全

部危険区域になってしまうんじゃないかっていう意見があるかとは思いますが、これも極めて、そういうことが、いや、うちはもう絶対大丈夫だと、危険区域ではないからだ、あれは、ハザードマップは基本的に避難の目安という認識でいたほうがいいかなあというふうに思うんですが、そういう観点でいかがでしょうか。

○総務課長 30°以下なら安全というわけではないのご指摘のとおりだというふうに思いますが、村だけの判断で線引きをし直すということも、また、これはこれで難しいことかなあというふうに思います。

過去にどのような災害が起きたのか、今も例えば大雨のときなどに普段どんなことが起きているのか、やはり現地をよく知る地元の皆さんが危険箇所というものを把握して、早目の避難行動をとるということが重要でありまして、そのために地区防災マップづくりというものを行っております。この取り組みは、ぜひ広げていきたいと思えます。

○5 番 (松村 利宏) これも先ほどありました防災士による連携をとって、やはりそのところでしっかりと、地区の方、それから各人の家の状況とかを含めて、周りの状況を踏まえて連携をとっていくことが重要だと思いますので、連携をとりながらやっていくことになるかと思えますので、よろしくお願ひしたいというふうに思えます。

それから、次に参りますが、雨が降って、降り終わってからも河川の流量が増えているということが生起してあります。じゃあ、天竜川水系ではどうかというと、やはり今回もありましたが、三峰川のところ、この水系が、やはり集成面積、これが非常に広い大きな範囲になりますので、このエリアが非常に重要になってくるかと思えます。さらに、太田切川、中田切川、与田切川、こういう川が中央アルプス沿いから入ってきています。集成面積は非常に大きいわけですが、河川の長さという観点ではちょっと余り長くないわけですが、さらには、状況によると辰野のエリア、あの辺のところからかなり入ってくる可能性もあります。そういうことを考えますと、このエリア、中川村のところでは天竜川が、じゃあ、この辺は天気いいから、よくなったから大丈夫だといっても、おくれてさらに増えてくる可能性があります。そういうところで、その情報の提供の仕方というのを、住民に知らせるための対策というのをしっかりと考慮する必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課長 村が直接流量を把握しているというか、できる河川は現実にはなくて、国・県管理の河川については国、県の提供する情報に頼るか、村管理の河川も含めて、もうあとは目視で確認するしかない状況であります。さらに、それを村から住民の皆さんに情報提供するというのは、現実的には非常に難しいのかなあというふうに思えます。村ができることとしますと、雨が降り終わってからも河川の流量が増えるということの啓発と国、県の提供する情報へいかに上手に誘導するかということであろうかというふうに思いますが、台風19号の場合におきましては、国のウェブサイトへのアクセスに支障が現実には起きていたということがありました。国あるいは県等から村がそういうデータを直接取得して、村の媒体を使って住民に提供できるような仕組みができないものかということは研究したいと思えます。

○5 番 (松村 利宏) 上流の国の機関等、それから県の機関等と連携とってやっていくということが重要だと思いますが、いろんなツールをしっかりと把握されて、上流の水の水位の状況というのを把握して村民に伝えるというシステム、これもしっかりと機能していくっていうのは村の使命だというふうに私は思っておりますので、使命、任務だと思っておりますので、この辺もしっかりとやっていただくことが需要だと思いますので、今後もよろしくお願ひしたいと思えます。

次に参ります。

太陽光発電施設は台風19号により浸水、土砂災害により多数使用できなくなりました。パネルに光が当たれば発電するため、設備に触れると感電のおそれがあります。壊れた設備を処分する場合は産業廃棄物に当たり、専門業者に委託する必要があります。

売電収入の得られる太陽光発電設備は、遊休農地、荒廃山林の活用策として現在用いられています。中川村もどんどん増えています。これ、前回の質問でさせていただいたとおりであります。

穂保地区に置かれた被災太陽光発電施設で災害後も発電により長時間発電された配電盤が高熱を帯び、煙の出る騒ぎがありました。

村には、ハザードマップでも既に発電設備が浸水エリアもしくは土砂災害警戒区域内のものがあるというふうに認識をしておりますが、この辺は、しっかりと危険性を分析して、太陽光施設によることの危険性を分析して、その設置基準の考え方、それから災害時の対応について業者もしくは村民に事前に周知しておくことが必要かと思うんですが、特に、今回の長沼地区で起きた発電設備は、煙が出て、なかなか業者のほうは撤収もできない状況が続いているという認識を持っています。その他、千葉県でもそういう施設はいっぱいあります。海の上に置いたのも被災したり、いっぱいになっています。これは非常に大きな問題だと思うんですね。環境状況の話じゃなくて、安全管理上、私は非常に問題だと思っています。こういうことに対して、既に危険区域にあるものについて、業者へのどういうふうに周知、お願ひをしていくかっていう話になるかと思うんですが、もう設置してあるわけですから、こういうこと。さらには、万が一なった場合のどういうふうに撤退、撤収するのか、撤収しないのかを含めたところまで踏み込んでやっておくことが村の行政の仕事だというふうに思いますが、ここはいかがでしょうか。

○村 長 今、太陽光発電の設置につきましては、ガイドラインを設けておりますのと、あと美しい村づくり条例、こういったところで届け出を、ある一定の発電電力のものについては届け出を必要としておりますので、そういうところでガイドラインに基づいた業者の指導は行っておりますが、ハザードマップの浸水区域にあります。現実には南田島、田島、ご承知のとおりあるわけでありまして、こういったところについては、今回の千曲川のような事態——千曲川というか、長野市の穂保地区での、いわゆる漏電騒ぎといえますか、ああいうことも十分あり得るということで考えております。

まず、水没したり浸水した太陽光発電設備に近づいたり接触すると感電すると危険

があるので、注意がもちろん必要でございます。水没、浸水し破損しても太陽の光が当たれば300V以上の電気を発電するようでございます。住民に向けて注意喚起の広報を今後行ってまいります。設備の所有者にも水没、浸水の後の感電の危険性を十分に理解していただき、災害時は周囲にロープを張るなど、関係者以外が不用意に入らないように対策を行うこと、専門の業者へ作業の依頼をできるように常時から、常時、普通のときからお願いをしてまいります。啓発とお願いをしていくということでございます。

それから、先ほど浸水したというところから発火というか、熱を持ったということのようでございますが、経済産業省につきましては、浸水が想定される区域である場合は、太陽光発電の仕組みの中に集電箱、電気を集めるボックスみたいな部分があるようであります。集電箱などの機器を想定される浸水の深さより高い位置に設置するなど、浸水リスクの回避を検討するよう注意喚起をしておるということでございますので、今あるところ、既に設置されておるところ、あれを5mも高くしたらどうということになるかちゅうこともありますし、業者がそれをやるかっていうことはちょっと考えられませんので、これは、こういう対策だということでもありますけれども、いずれにしても、今あるものについては、こういう危険があったんだよということとは広報等で所有者にも付近の皆さんにもお知らせを——付近というか、村民の皆さんにお知らせをするとともに、設置者には、ぜひこういう対策をとってもらいたいということは依頼をしていきたいというふうに考えております。

○5 番 (松村 利宏) 今、村長が回答いただきましたとおり、しっかりとお願いします。

もう一個つけ加えてもらいたいのが、きのうも7番議員からありましたが、土砂災害が中川村にとっては非常に重要なことになってくるかと思えます。非常に今後多発することがあり得ます。斜面にあるパネル、太陽光発電設備も同じだと思えますので、その辺もご検討いただければというふうに思えます。

次に参ります。

台風19号で床上浸水が多数発生しました。床上浸水すると、壁、床を取り除き、乾燥させてから修繕することが必要になります。修繕するためには多額の資金が必要になります。これ、私、穂保地区へ行ってやった家も、実はもう1階の天井近くまで浸水しておりまして、壁、もう床は取り除いて、乾燥状態の家になっていました。78歳の御主人の方とちょっとお話をさせてもらったときに、お金が必要なんで今後どうしようかと非常に悩んでいました。国から、それから県から支援はあるわけですが、全壊・半壊によっては、もう全然、判定によっては全く異なっていることになると思えます。ここで、やはり村のいろいろな基金っていうか、災害に関するそういう備えをしっかりとやっていく必要があると思えます。先日、基金のほうもつくっていただいたわけですが、ここの何に使えるかという使用のところの目的っていうのを常時検討していただいてやっていただければというふうに思いますが、これについてはどうでしょうか。

○総務課長 今回お認めいただきました災害対策基金ですけれども、災害予防対策、災害応急対

策、また復旧に要する経費の財源として積み立てていくということではありますが、まずは目標額を定めるところかなあというふうに思っております。これについては次回定例会までに何か方向を出したいなあというふうに思います。

災害対策につきましては、いろいろな解釈が可能な分野でありまして、ともすれば拡大解釈がされがちなところでもあります。本当に大災害になって復旧財源が不足という事態に対しては、基本的には財政調整基金が発動される場面かというふうに思いますが、お話のように用途を明確にするという点からは、災害対策基金の中に、いわゆる復旧事業枠のような、そういうものを設けるという方法もあるかもしれません。

現時点の考え方としては、災害対策基金は計画的な予防対策の財源確保に主眼を置きながら応急対応にも活用するというのを考えております。その応急対応の1つのフェーズとして当面の被災者支援というのがあるかなというふうに思います。これがいわゆる村民の災害復旧ということになるかというふうに思いますが、これ、いろんなケースが考えられますので、余りきちっと用途を決めてしまうと、逆に財政の機動性を奪うかなということもござります。いわゆる、基金には発動基準のようなものが必要とは思いますが、都度、予算措置を行っていくものでありますので、議会側でもチェック、検討をいただきたいというふうに思います。

○5 番 (松村 利宏) あくまでも被災者のほうのところの救出っていうか救助っていうのが重要になってくると思えますので、今、回答いただいたとおり、いろんな対応を考えていただければというふうに思えますので、よろしくお願いします。

じゃあ次に参ります。

昨年12月の一般質問で、2021年度以降の小中学校におけるプログラミング教育は多数の情報機器を使用するため、情報機器が故障すると授業に支障があるため情報機器の取り扱い、運用、故障排除、メンテナンスのための人材が必要のなるための対応について質問いたしました。教育長から、文科省の進める教育のICT化に向けたICT5カ年計画ではICT支援員を4校に1名配置することを目標としているが、中川村は3校であるため、できればその方向に向けて考えていきたいという回答をいただいたというふうに認識をしております。

中川村の行政は、地域情報システム、行政の電子化を今推進しており、もうほとんどの体制ができていくというふうに思っておりますが、情報機器の取り扱い、運用、故障排除、メンテナンスのため人材が必要になります。これ、学校に導入するICT機器の数量、役場と学校との距離等を考えますと、行政と一体化して学校の情報機器の取り扱い、運用、故障排除、メンテナンスを行うことが経済的、効率的かというふうに思いますが、いかがでしょうか

○総務課長 これまでの学校系のサーバーの関係につきましては、役場に集約して効率化を図ってきております。

学校現場につきましては、今後、プログラミング教育もさることながら、いわゆる情報端末といわれるものが文房具のように1人1台になっていくというふうに考えられます。端末の増加による管理個数の増加、ユーザー管理、ネットワーク管理、セキュ

リティー対策など、教育現場における情報・システム管理というものの業務は非常に増えていくというふうに見込まれます。

行政職員の利用する機器と児童、生徒の利用する機器とは使い方の仕様も異なりますので、同じような管理というわけにはいきませんが、学校の生徒の利用する機器についても、今後は基本的に庁側で整備、管理をしていく方向で教育委員会と調整をしております。

○5 番 (松村 利宏) 今回答いただきましたとおり、両方をリンクして人材を確保していくということは非常にいいことだというふうに思います。この際、学校のほうは、どうしてもそういうシステム、教育っていうところで使いますので、それを小中学生に実際に教えたり、触っているいろいろできるという、そういう教育ができるような、そういうことができる人材っていうのが必要になってくるかと思えます。人選においてこういうことを考慮することが必要だと思えますが、それについていかがでしょうか。

○総務課長 ICT教育に直接支援するという部分は、ちょっと教育委員会側かというふうに思いますが、庁側としますと、機器や環境の整備は庁側で行っていきますものの、庁側のスタッフが直接生徒に教えるというようなことは、ちょっと想定ができないところであります。ですが、いわゆるレクチャーですとか、先生に対する相談、支援というようなものは必要になりますし、その中でスポット的に生徒に話をするということがあるかもしれません。ですので、庁側におきましても担当する職員のいわゆる対人スキルというようなものは配慮したいというふうに思えます。

○5 番 (松村 利宏) 今回答いただきましたとおり、学校教育におけるプログラミング教育、今後さらにその辺のところはどんどん進んでいくかというふうに思います。さらに、今後、機器のところ、交換、機器の交換とか、それから教材、それに対する教材のいろんなことを整えていく必要があるかと思えますので、今回答いただきましたとおり、先生方にそういうことをアドバイスできるっていう人がいれば、機器的なところを、機材の取り扱いとか、そういうハードのところを説明できる人がいて、ソフトのほうは逆に先生方にしっかりとやっていただくということができれば当面行けるかと思えますので、その辺でしっかりとお願いしたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議 長 これで松村利宏議員の一般質問を終わります。

次に、1番 片桐邦俊議員。

○1 番 (片桐 邦俊) 私は、さきに通告いたしました3項目について質問をさせていただきます。

まず最初に「村の新規就農者支援対策について」ということでということですが、改めて全国的な農業従事者の動向を見てみたわけですが、最近の国に発表では、1995年に約256万人だった農業従事者は、2018年、昨年でありませけれども約145万人となり、23年間で43%も減少しておるとい実態でございます。また、農業従事者の平均年齢につきましても、同じく1995年の59.6歳から、2017年、これはおとしの数字でありますけれども66.6歳と、22年間で7歳も実は上昇

をしておるといことの中で、高齢によるリタイアが相次ぐことが必至なのが全国状況ということであり、どの自治体でも新規就農者を含め農業従事者を増やすことが喫緊の課題となっているということは言うまでもありません。

9月の定例会におきまして私のほうで新規就農者支援の国の施策について質問をしたわけでありまして。これは農業次世代人材投資事業についてでありましたけれども、実は、9月の末以降、国も基金の取り崩しや農水省内の調整を行い、追加配分がされたわけでありまして。それによりまして、中川村はもちろん、全国的にも当初予定されておりました交付金が交付できるという状況になったわけで、大変よかったというように考えておりますけれども、ただ、国は本年度限りの緊急対応であるという説明をしております、次年度に向けては予算がないというようなことの話がありまして、課題が残るところであろうかというふうに思っております。

今回、引き続き新規就農者に対する村の支援、特にサポート体制に向けて質問をさせていただきますと思います。

まず、国の調査によれば、農の雇用事業の研修生、これは農家の後継者としての新規就農者ではなく、全く新たに就農された方でありまして、農業法人等で雇用される形の研修生という捉え方をさせていただいていいかと思えますけれども、その離農率が約35%と非常に高いことが国ほうから報告されております。離農の理由につきましては、業務内容が合わない、想定と違っていたというものでありまして、理想と現実のギャップを感じさせるものでありました。

新規就農者に対して、村は営農状況報告書の提出により就農実態は把握しているということでありましたけれども、新規就農者の悩み、課題等を実際に理解でき対応できているのかどうか、現況をお伺いしたいと思います。

○振興課長 農の雇用事業につきましては、先ほど説明がありましたが、農業法人等が新規就農者である雇用者などに対して実施する研修を支援するというもので、農業生産法人等の業務を行いながらの研修になります。雇用者の意向が大きく反映する制度であり、業務内容が合わない、想定と違っていたということは多少あるかなあというふうに思っています。

農業次世代人材投資資金を受けて自分で農業経営をされている新規就農者につきましては、中川村では今年度8経営体10人ということでありまして。2経営体が夫婦型で需給しております。今のところ、過去の受給者を含めまして農業をやめたという方はいらっしゃいません。しかしながら、やめていないといっても悩みや課題がないというわけではないというふうに思っております。

年2回の就農報告書では、農業を行っているという実態についてはわかりますけれども、経営ですとか悩み、課題といったものはなかなか把握できていないというのが実情でございます。進みが遅かったというところは反省しておりますけれども、今後につきましては、営農センターを中心に関係者間でサポート体制を充実させて、対象者ごとに役割を明確にしながら支援をしていきたいというふうに思っております。役割としましては、経営・技術指導を農業改良普及センター、営農指導をJA及び農業

振興推進員、農地等の相談を農業委員会及び農業振興推進員、また補助金等の制度等につきましては農政係がサポートしていくという役割を決めて、もれなく支援をしていきたいというふうに考えております。

12月、これからになりますけれども、新規就農者のつながりを強めるために受給されている皆さんと今申しました関係者が集まって連絡会を開催する予定でございます。

また、新規就農者の悩みを聞きながら課題解決に向けて相談する個別相談会というものも開催を予定しております。

また、農業担い手の皆さんで組織しております農業経営者会議への参画につきましても促しております。農業者同士のつながりといったところも支援をしていきたいというふうに思っております。

また、先ほど触れましたけれども、給付金の減額や不給付の心配がされたおりました農業次世代人材投資資金につきましては、今回の補正のほうでもお認めをいただきましたとおり、県、上伊那の調整の中で、最終的には満額交付ということになりましたけれども、来年以降についてはまだ不透明なところがございますので、その部分については引き続き要望等をしていきたいというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、丁寧に回答いただいたわけでありまして、ぜひ、お話にも今ありましたけれども、やっぱり仲間づくりっていうか、そういうものが大変重要だと思います。新規就農者にとっては仲間づくりっていうのがやっぱり重要だと思いますので、先ほどそういった関係者の方々の集まりを持って交流会をするというふうなお話がありましたけれども、ぜひ、そんなことを進めたいというように思っておりますし、きめ細かなサポート対応をお願いしていきたいというように考えております。

そんな部分で、前回の一般質問の折に振興課長から、特に本年度配置された農業振興推進員に新規就農者のそういった部分全般での相談窓口をしてもらおうというような説明があったというように思っておりますけれども、これにつきましても私は大変大いに期待をしておるわけでありまして、先ほど、さまざまなサポートにつきましては各分野ごとのサポート、経営・技術指導なり、そういった補助金なりというお話の中で部門ごとのサポート対応の話がありましたけれども、やはり総体の中では一方窓口として決めた方々がやっぱり聞き取りをしていくというようなことが大切なあと、おのおの部分ではなく、全般のことを聞き取って、それを各部署へ戻って対応を検討していただくということが必要かというふうに思っております、そういう部分の中では、農業振興推進員っていうのは大変重要な立場かなあというように考えております。まだスタートを切ったばかりでありますけれども、その後の新規就農者との現状、推進員とのかかわり方につきましては今どのようになっておるかお伺いをしたいと思います。

○振興課長 ことしの4月から農政係に集落支援制度を活用しまして農業振興推進員を配置しております。触れていただいたとおり、新規就農者の相談窓口という意味合いも非常に大きく担っていただいているところであります。現在、主に担っていただいている業

務につきましては、農地の集積等に関する農地相談や中間管理機構の事務、法人みなかたへの助言、指導、新規就農希望者の地域おこし協力隊への就農に向けての指導や研修農場の手当なども行っているということでもあります。また、これ以外にも、広い見識から村の農業振興についてもご意見やさまざまな相談に乗っていただいているという状況でございます。

農業次世代人材投資資金の対象者等の新規就農者につきましては、総合的な相談窓口として農業委員会や農政係とともに農地相談等を行っておりますけれども、今のところ全ての対象者への助言などができていないというのが実情でございます。10月からは勤務も週5日というフルタイムになって勤務体制も整うことから、若手農業者へのサポート体制の相談窓口としまして一層の指導、助言をしていただく予定でございます。

また、先ほども触れましたけれども、対象者の連絡会や相談会を行うことになっておりまして、村の農業を担う若手農業者の育成に尽力をしていただくことになっております。

○1 番 (片桐 邦俊) 私も大いに期待をしておりますし、今のお話を聞く中で、まだまだこれからの先の話だと思っておりますけれども、こういった方が1人体制でいいのかどうかという部分もこれからの課題なのかなと、状況を見ながら、またぜひ対応を考えていただければなあというように考えておる次第でございます。

特に、その中で、新規就農者、一番課題になっておるのは就農してから生計が成り立っていくかどうかという部分かなあというように考えておりまして、ぜひ、そういう部分の中では、経営っていう部分、これをかなり重点的に、いわゆる重点的に考えていただいて指導いただきたいなあというように考えております。この辺をまたぜひご検討をいただければということで要望しておきたいというふうに思っております。

その中で、全国の話でありますけれども、新規就農者の研修の受け入れ先では農産物の栽培にかかわる研修は行われておりますけれども、今お話をちょっとさせていただきまして、農業機械の取り扱いや農業経営にまつわる研修を行っていないという実態が実は確認されておるということでもあります。ただ、中川村がということではありません。全国的な部分の中で、全てではありませんけれども、そういう報告がされておるという実態があるわけでありまして、村として、こういった新規就農者の研修計画を立てて受け入れ先となっております法人等と連携をとっているのか、全く受け入れ先任せにはなっていないのか、こんなことをちょっと心配しておるわけでありまして、営農センターを中心に具体的な研修内容をつくり、サポートあるいは支援していくことが必要と考えておりますけれども、新規就農者に対する研修内容っていう部分の中でどのようになっているかお聞きをしたいと思います。

○振興課長 それでは、今、村のほうで雇用しております就農を目的とした地域おこし協力隊の方々の対応というふうに捉えさせていただいて回答させていただきたいと思

村では、県の里親制度が農業次世代人材投資資金の準備型、研修の準備型の対象か

ら外れたということから、地域おこし協力隊制度を活用しまして新規就農希望者の研修を本年度から実施しております。現在、果樹希望と野菜希望の2人が地域おこし協力隊として活動を行っております。2人とも農業につきましては初心者であり、初年度、ことしにつきましては農業に関する見識を広める年としまして各種研修会に参加していただいております。

栽培の技術研修につきましては、上伊那農業改良普及センター主催の新規就農実践塾の基礎コースですとか作物の専門コースのほうに参加をしていただいております。

また、経営の研修につきましては、初心者向けであります、農業経営講座のほうに参加しております。これ以外にも、県等の主催する研修会のほうには参加していただいております。

また、実践の研修としましては、村内の先進的な農家のほうに入っただいて研修をするということも行っております。

また、農業を経営する上では資格も必要ということでございまして、資格の取得につきましては、農業大学校主催の講習会のほうに参加していただきまして大型特殊の免許の取得、また中部労働技能習得センターのほうでバックホーなどの重機の操作等の習得もしていただいております。

ことしにつきましては、法人みなかたの水稻の収穫作業のほうに研修と作業の担い手として参加をしていただいたところであり、組合員の皆さんに新規就農に向けての研修であるということが十分周知されていなくて、組合員の皆さんにご迷惑をおかけしたこともあったかもしれません。今後につきましては、研修の意義などもお伝えして、受け入れをしていただければというふうに思っております。

2年目の次年度以降からは、農作物を育てるといった実践的な研修に移ることになるかと思っております。関係機関が連携して研修内容を検討するなど、サポート体制を充実していきたいと思っております。

また、先ほどの次世代人材投資資金の受給者の連絡会等にも参加をしていただきながら、農業者同士の連携というか、仲間づくりのほうも進めていきたいというふうに思っております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今お話をお伺いしたところ、研修内容につきましては、地域おこし協力隊の方々でありますけれども、十分研修をされておるのかなというふうにお話を聞いて思いました。

ただ、先ほども課長のほうから、反省課題ということではありませんけれども、本年、村の地域おこし協力隊の隊員の方々が研修という中で、コンバイン等による稲の刈り取り作業、そんな部分もやられたようでありますけれども、やはり耕作者の方々に若干説明不足だったというような反省の弁がありましたけれども、ぜひ、やはりこういった部分は経験でありますので、経験を積むということが大事でありますけれども、耕作者の方々には、ぜひ村としても協力をいただくという部分でのお願いは最初からしておいていただきかけたなあと、私もちょっとそんな部分でのお話をお伺いしておりますので、そんなことを村のほうにはお願いをしておきたいと、気持ちよく研修生

を受け入れ、研修ができ、村の就農を担っていただく人材となっただくということが目的でありますので、ぜひ、こんな部分、村としても気を遣っていただきたいなあとということで、お願いをしておきたいというふうに思っております。

また、先ほども申し上げた中ではありますけれども、くどくなって申しわけありませんが、就農後の生計をいかに成り立たせるかっていう部分の中では、農業経営って部分の研修会も必要でありますけれども、実際には農産物をどう販売していくのか、こんな部分も、やはり個人任せでなく、そういった部分での対応っていいですか、そんなことも今後考えていただければなあと、これは営農センター等が中心になるべき話であると思っておりますけれども、こんなことも含めて、ぜひお願いをしていきたいというふうに思っております。

次に、次の項目に移らせていただきたいと思っておりますけれども、「消防団の防災対応について」ということでお願いをしたいというふうに思います。

長野県内でも台風19号による自然災害で大きな被害が出たわけでありまして、中川村としても今後の防災対応は重要課題であり、今回の定例会の一般質問でも多くの議員が質問をされておりますけれども、私は、その中で、地域防災計画の中で防災活動の中核機関として位置づけられております消防団の対応について幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

現在、消防団の訓練のあり方につきましてさまざまな意見がありますけれども、このことは消防団内でしっかりと検討いただきたいというふうに思っておりますけれども、今回のような大規模災害発生時の消防団の対応、そのための訓練が必要と感じている団員は少なくないというふうに思っております。私も何名かの消防団員の方々とお話をする中では、そういうご意見をいただいておりますけれども、そのような中で、村では地域防災計画をさまざまな災害ごとに作成していらっしゃいます。私も久しぶりに防災計画を見ましたけれども、莫大なページ数でありまして、村民全員があれを見たことがないだろうなというふうに思っておりますけれども、消防団員の中でもほとんどの方々が地域防災計画につきましては見たことがないというふうに言っております。

災害発生時の任務内容につきましては、消防団員の任務というのは、安全対策の点からしますと、情報収集なり伝達、あるいは救護、誘導というような部分を中心になるかというふうに考えておるわけでありまして、ぜひ、消防団に関する内容、地域防災計画の中でも消防団に関する内容につきまして抜粋をする中で各消防団員に配付することが必要というように私は考えておるわけでありまして、村のお考えをお伺いしたいと思っております。

○村 長 私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

消防団は、常時水防訓練、水防の出動を任務としておりますので、毎年水防訓練をやっております。また、技術的なところでは、基本的なことですけど、土のうのつくり方、あるいは積み方も含めて、毎年忘れないように訓練をしております。昔やった中聖牛というのは、ちょっとそれは、どうも今の時代に合いませんし、木流しという

工法も今ありませんので、あと改良積み土のう、それでの破堤を防ぐやり方、こういったものはやっております。

議員おっしゃいますように、消防団が実際の任務として警戒に当たる、これが中心な仕事になりますので、では、どういうふうにやったらいいのか、動いたらいいのか、指揮命令系統の中で動きますので、その単位として、あらかじめこういうふうに動くんだというマニュアルといいますか、縮小した基本的なものは各部の段階でわかるようにしっかり作り、幹部等も協力しながら、そういったものをつくって示していくと、こういうことを来年度にはやってまいりたいというふうに思っております。

○1 番 (片桐 邦俊) 消防団員の方々に聞きますと、今まで消防団の中では、こういったいわゆる活動内容についてのマニュアル的なもの、紙ベースのものってというのは全く配付をされたことがないということの中で、口頭が多いというお話があったわけでありまして、ぜひ、防災に対しての心構えを持っていただくということからも、団員の方々にマニュアル的なものの配付をぜひお願いしておきたいというように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その中で、今、村長からもお話がありましたけれども、いわゆる連絡網っていいですか、そういった状況、活動、初期活動っていいですか、初期の対応について若干ちょっと質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、大規模災害、先ほど、水害、水防とか、そういう部分についての訓練内容につきましては村長から説明があったわけでありまして、大規模災害時の初期対応について、出動要請があれば対応できる人員の早期把握っていうものがやはり消防団の中では必要ではないかというように考えております。そのための連絡網、伝達順序などをマニュアル化しておくべきというように考えております。先ほど、これは村長からもお話があったとおりにかというふうに思っておりますけれども、災害本部としても、今、村長からもお話ありましたが、村の考え方を伺いたしたいと思います。というのは、実は、参考例ということで消防団の方々からお伺いしたのは、飯田市では、大規模災害発生後、直ちに消防団の各部で、いわゆる下部組織のほうの各部で人員把握をして、それを分団へ連絡すると、分団は、各部の集計後、本部へ何名今自宅待機をしておいて出動できる人員がおるというようなことの中で連絡を本部のほうへすると、本部は、その報告を受けて、出動が必要な場合については各分団へ指示をするという流れができておるといってお話を聞いております。ぜひ、こんな部分で、やはり各部だけでそういうことをやっておってもいけないと思っておりますので、やはり全ての分団、部のほうでこういった流れができることが大切かなあというように考えておりますけれども、そんなことで、ちょっとどうなんだろうっていうか、村の考え方を伺いたしたいと思いますというように考えております。

○村 長 飯田市消防団と中川村消防団は大きさが全く違います。飯田市の場合には、旧村、別の町、こういったところに各大きな分団を持っておりますので、ちょっと村の体制とは恐らく違いただろうというふうに思っておりますけれども、今の村の現状を申し上げますと、まず何かあったときには、事が起きたときには、参集できる人数を把握してから出動を要請するのではなくて、まずこちらのほうから団長を通じて出動を要請

すると、あるいは水防、警戒に当たってくれ、被災箇所、ここがこうなったのでここへ行けというような、救出に行けとか、場合は、こういうような出動要請をして、それに集まってきた人数でもって把握をするというような形になっております、現状は。

緊急情報発信サービスを使って消防団を限定した情報配信ができるようには、一応はしてございます。

小規模な団でありますので、複雑なルール等をつくるより、部の単位で連絡を取り合うほうが現状の体制で大規模の災害時にも機能できるのではないかというふうに思っております。

これは、現実の話として、私どもの村は、昼間の火災、平時における昼間の——平時っていうか、休日以外であります、でも多くの団員が真っ先に駆けつけることが特徴でありまして、休日の出動要請に対しても非常に多くの団員がすぐ駆けつけると、こういう態勢が規律として、気風としてでき上がっていることは非常にうれしく思っておりますので、こういう形でいいのではないかというのが私の率直な感想であります。

それから、大地震の際には、どのような連絡網も恐らく機能はしないでしょう。前の質問とも関連するわけでありまして、個々の団員がとるべき対応をこのときに明らかにしておくということもマニュアルの中できちんとつくっていく、こういった知らせていくということも考えていかなきゃいけないなあというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 村長の説明で理解をしたわけでありまして、ただ、やはり人員把握、動ける人間の人員把握っていうものは、やっぱりきちっとしておくべきだろうと思っておりますし、出動要請につきましても、やはり人員が確保できなければなかなかそういった対応ができないわけでありまして、そんな部分の中では、やはり隣り合った部での調整とか、そういうものも含めて、やはり何らかの方策が必要ではないかというように考えておりますので、ぜひ、今回マニュアル等の配付等も考えていただけるということでありまして、そんな部分の中で検討いただければなあというように思っております。今の村の体制が決して悪いというふうに思っておるわけではございませんので、さらに対応をよくするためにということで、ぜひお願いをしたいというように思っております。

それと、もう一つ申し上げておきたいのは、これもある消防団員から聞いた話でありますけれども、実は、先ほどもお話をしましたけれども、ある消防団員につきましては、やはり大規模災害、特に地震とか、そういう大規模なものを想定しておるようでありますけれども、そうした場合の初動対応っていうものをどうしていくのかっていうことをやはりうんと気にしておりまして、訓練をしたいと、ただ、何を訓練すればいいのか、何を任務として受けていかななくてはならないのかっていう部分がやはり不明確であるということの中で、実は幹部会のほうにも、どうも消防団の幹部会のほうにもそういった意見を提出したようであります。ただ、その中で、幹部のほうからは、それでは訓練の内容を今度計画を出してほしいというお話があったようであります。

れども、計画を出すにしても、任務の内容、実際にどのような任務をしていくかっていうことがやっぱり理解できないという部分があって悩んでおるようであります。ぜひ、そんなことも含めて、くどくなりますけれども、任務を含めて、マニュアル等のぜひ作成をお願いしておきたいというように思っております。

それから、来年1月18日でありますけれども、村の3者共催での講演会で辰野町の消防団の古村団長が「地域の力で村を守る」と題して講演がされるという計画があるわけであります。実は、古村団長につきましては、過日、議会の総務経済委員会で団長と懇談してまいりました。古村団長のさまざまな考えがいろいろ聞けて、非常に勉強になったというように委員会では思っておりますけれども、他人事でなくなった自然災害への対応について考えるよい機会であるというように考えておりますので、ぜひ、会場等の都合がありますけれども、講演会の主催関係職員だけでなく、村職員も積極的に参加すべきだというように考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○村長 講師の今回の選定についてお聞きをしましたが、3者共済講演会の今回は東小が校が当番のようでございます。講師さんとどういうテーマにするのかというのをあらかじめ決めて、3者共済講演会の場に提案し、そこでいだろうということになって講師をお呼びすると、こういうお話でありますけれども、東小学校の現在のPTA会長さんが以前消防団の関係で辰野町の古村団長の地域防災に関する講演を聞いた経過があるようであります。その講演の内容が非常に良かったと、すばらしかったというので、ぜひ聞いてほしいということでありまして、今回の講演も地域防災がテーマだそうでございます。まさに時代に即したものというふうに期待されるわけでございますので、最近、地域防災だからというわけではありませんが、3者共済講演会はそれぞれの立場の皆さんが関連するテーマを挙げておりますので、これは全ての村民の皆さんに対しても、非常にお聞きするということがいいことであるかというふうに思っております。したがって、村民にかかわらず職員も、特に地域防災ということでございますので、任務として、やっぱりこれは、中川村の職員は考えていかなければいけないということでございます。したがって、参加については常に呼びかけておりますけれども、今回も、より積極的に参加をするようにということで、まだ日もありますので、呼びかけを行ってまいります。

○1番 (片桐 邦俊) 今、村長からお話がありましたけれども、ぜひ多くの方々に参加いただいて、防災について関心を持っていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、3つ目、最後でありますけれども「JA上伊那片桐支所後利用と村交流センターについて」いうテーマでございます。

交流センターにつきましては、昨日3番の松澤議員の一般質問で細かく質問されておりました、重複部分があるかと思っておりますけれども、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。

まず、JA上伊那片桐支所の跡利用についてでありますけれども、2020年からJA上伊那中川支所体制が変わりまして、片桐支所はATMを残して閉鎖となるというこ

とになっております。JAからの通知によりますと、片桐支所の後利用につきまして、現在中川村と検討中で、中川村の広域的な拠点として利用する予定との報告であります。村として現段階でどのような考えを持っておられるのかお伺いをしたいと思っております。

私は、実際に昨日も3番議員からも話がありましたけれども、現在検討を進めております交流センター関連の施設として利用することが望ましいと私個人は考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○振興課長 JA片桐支所金融施設の後利用につきましては、農業関連や自治体を使うことがJA側の貸し出しの条件というふうにお聞きしております。現在、村が借りる方向でJAと協議を行っております。近日中につきましては、借り入れるに当たっての賃料やさまざまなランニングコストなどの経費についても協議をする予定でございます。その点についても見極めての結論となりますので、この件については決定事項ではありません。

想定する活用方法は、チャオ周辺のにぎわいや地域活性化に資するためにも、農業振興の拠点であります、議員も申されましたとおり交流センターの事務所として活用する方法がよいというふうに考えております。

また、事務所にあわせまして観光案内や村のお土産や特産品、工芸品を展示販売する物産館的な使い方も考えられますが、現在の直売所との関連やチャオ全体の流れなども考慮して検討していかなければならないというふうに思っております。

JAとの協議がある程度整いまして活用が決まりましたら、施設整備も含めて活用方法についてお示しできればというふうに思っております。

○1番 (片桐 邦俊) 私のほうでも、そんな形の中でぜひお願いをできたらなあというふうに思っておりますので、交流センター絡みの、ぜひ有効な場所になるように、村として十分検討いただければなあというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

そんな立場から、そういう立場から交流センターの構想——構想っていいですか、交流センターについて若干お伺いをしたいというふうに思っておるわけでもありますけれども、交流センター構想については、振興課長から以前、組織の設立に関係なく、できる取り組みからスタートしていきたいという説明があったわけでありまして、現状での取り組み成果、また交流センター設立に向けての検討の進行程度を質問する予定でありましたけれども、実は昨日の松澤議員の一般質問で話があったので、今回この部分の回答は結構でありますけれども、関連して、その中でお答えいただけるようでしたら2つほど質問したいわけではありますが、1つは、昨日、関係する組織、団体のうち農業経営者協会の方々と意見交換しているというお話がありましたけれども、農業経営者協会の方々の交流センターに対しての意見っていうのはどんな考えを持っているのか、どんな感想があるのか、ちょっとお答えいただければお願いをしたいという部分と、もう一点、交流センターにつきましては幾つかの組織、団体に参画要請をしていくということになるろうと思っておりますけれども、昨日の話の段階では、まだ農業経営

者協会の方々だけの今のところ話し合いだけというふうには私はお伺いしたいんですが、他の組織、団体等の方々とも交流センターについては意見交換をし始めているのかどうか、再度お伺いできればというふうに思っておりますが、よろしくお願ひします。

○振興課長 農業経営者会議の皆さんと懇談という形をとらせていただきました。今考えている内容につきましてお話をしたところ、そういう組織は必要だというようなお答えをいただきました。その中で具体的にこういうことに取り組んでほしいという部分としては、農産物の販売といった部分について取り組んでほしいと、特に、地元の直売というのも必要なですけれども、いいものを高く売れる場所を確保してほしいと、出張販売的なものの中で販路を広げてほしいといったような意見がございました。

そのほかの団体の皆さんとの直接の懇談ということはしておりませんが、内容等については、農業関係の会議等について説明をさせていただきながら、順次意見のほうをいただいているということでもあります。過日も果物、果樹研究会ですか、そういうところの中で内容のほうは説明をさせてきていただいております。ちょっとそこでどういう意見が出たっていうのは、ちょっと私、出席していないものですからわかりませんが、事あるごとに、この構想については説明をさせていただいております。

○1 番 (片桐 邦俊) ぜひ、さまざまな組織、団体の方々に協力いただかなくては、この交流センター、成功していかないというふうに思っておりますので、これも早急に、そういった組織、団体の方々との意見交換の場をぜひ持っていただきたいと、意見を十分集約する中で交流センター設立に向けて反映をさせていただきたいなあとというふうに思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

今、実際に農業経営者協会の方々からも要望があったようではありますが、やはり交流センターにつきましては、そういった農産物の販売というものは、やっぱり1つ重要な業務になってくるかなあとというふうに思っておりますし、交流センターの運営っていう部分につきましては、収益を得る経済事業が必要であるというふうに私も考えております。そのためには、やはり、先ほどからも話がありますとおり、特産品の開発やら販売を含め、農産物の直売所機能っていうものは必要と、交流センターに必要というふうに私も認識しております。昨日、地元農産物を地元で販売を考えている旨の説明がございましたけれども、現在は先ほど話があるとお伺い他事業者で直売業務を受けており、これにつきましても調整が必要なのかなというふうに思っております。この事業者との連携を含めて、村は直売所を今後どのように考えていきたいのか、考えがありましたらお伺いをしたいというふうに思います。

○振興課長 有利な販売を求めて出張販売も必要でありますけれども、地元の農産物を買える直売所の機能も必要というふうに考えております。

現在は事業者が農産物直売所店舗の中で行っておりますが、交流センターの設立に合わせ、さらに機能強化や拡張は必要であり、事業者と話し合いを持ったところであります。これについては、結論は今のところまだ出ておりません。

例えばの話ですけれども、現在事業者が行っているスペースを多少拡大して、交流センターがインショップといったような形をとりまして、農家組織のとりまとめや陳列、商品の管理を行うといった方法も考えられるかなと、また、事業者の入り口の付近を伸ばして今テントをやっているところの軒を伸ばして、そこに直売所のスペースをつくるといったこともどうかというふうに思っております。また、JA片桐支所の跡地を利用するといったことも考えられます。さまざまな方法が考えられると思いますが、後戻りのないように関係者の皆さんのご意見をいただきながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 農産物の直売所のよさっていうのは、やはり対面販売であることだというふうに私は考えております。いわゆる各スーパーなり、そういうところには地元の直売コーナーというのがあるわけでありまして、特に、そういうところでも地元の直売コーナーっていうのはかなりお客さんが入るわけでありまして、やはり一番直売所でこれから求められるのが、いわゆる買い手の方々とのコミュニケーションっていいですか、そういう話の中で買っていただく、旬のもの、あるいはお勧め品等を買っていただくということが重要な機能だろうというふうに私は考えておまして、いわゆる直売所の中には、やっぱり職員を配置して対面販売をしていくということが盛り込まれるべきかなあって私は考えておりますので、ぜひ、こんな部分を一考、直売所をこれから考えていく中ではお願ひしたいと、全て事業者に任せて、ただ単に置いて販売するのではなくて、そういった対面の販売ができるようなシステムをつくらなければなあとというふうに考えておりますので、そんなことをお願ひしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長 これで片桐邦俊議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時といたします。

[午前10時46分 休憩]

[午前10時58分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番 大原孝芳議員。

○4 番 (大原 孝芳) 私は2問を質問したいと思います。

まず最初に「認知症の事故救済制度について」と題して質問したいと思います。

この問題につきましては、ある全国版の新聞の中で報道されたものでありまして、私もこれを目にするまでは、ちょっと状況はわかりませんでした。しかし、その記事の中で認知症の方が、中川村においては施設、グループホーム等ありますので、そういうところに入れる方、また認知症と認定されても自宅で過ごされている方、いろいろな方がいらっしゃると思いますが、事故があって、その責任を問われるというようなことが全国的にございまして、そういったことで過去に皆さんも記憶があると思います。そうした中で、今、自治体がそういった方々の保険料を肩がわりしようと、していると、そういったことが報道されましたので、ぜひ私も、まだ皆さんもそういった

ことをやられているっていうことは御存じないと思いますが、ぜひ、中川村にとっても非常に大きな問題ではないかということで、今回質問させていただくことにしました。

それで、報道等によりますと、2025年問題っていうのは皆さんも御存じだと思いますが、団塊の世代の皆さんが75歳に全ての方がなると、そういう時代が2025年と言われていますが、全国でも認知症の高齢者は700万人が2025年にはなるでしょうと、そんなふうに国のほうでは申しております。ということは、中川村においても相当の数の皆さんがそういった認知症の方が見込まれるという中で、全ての方が認知症になれば施設には入れるとか、そういったことには絶対ならないと思います。また、家の中でそういった方々がもし何か徘徊をしてみたりしますと、どうしてもその方についている家族の方、それから、どうしても何かあれば家に閉じ込めたくなる、そういったことが必ず出てくると思われます。そうしたことで、中川村において、もしそういった方が、認知症になられた方も、中川村の中では、まず安心して暮らせる、そして、そういった見守り等の方もいらっしゃるようなケアができる、そういう村であれば非常に皆さんが安心して暮らせると思います。

まず、そういったことの中で、まず、今現在、中川村の中でそういった方々が、どのような村の中で、こういった保険料の方がいるとか、そういうことを抜きにしても、今どういう認知症の方々のケアができていくかということをもっとお聞きしたいと思えます。

○村長 今、認知症になっている方、現実にいらっしゃるわけでありましてけれども、こういう皆さんについては、家庭で過ごされている方もいますし、村の中にある認知症のグループホーム、こういったところに入って生活をされている方もいますし、認知症とともに介護度が大きく上がった方は施設に入所されていると、こういう方もいらっしゃいます。

地域がどうやって認知症の方々と同じように普段の生活の中で見ていけるかっていうことでございますけれども、まず認知症になった方自身の本人の不安って、ちょっと私もよくわからなくていけないんですけども、いろんな症状が出てきて、あるいは家族から注意をされて、将来どうもこういうふうになるんじゃないかというふうに本人が思い込むというか、思ってしまう、他人から言われて、そういえば、どうも私はこういうふうで、将来、例えば私の親もそうだったようになるんじゃないかと、こういうふうに思うケースがあるかと思えます。当然、家族の不安としましては、徘徊をする、現実に徘徊をする場合もありますし、目が離せない、火を使っても消し忘れてしまう、要するに火を使っている、かけっ放しという自覚がない、あるいは水の出しっ放し、事によると、ほかの家へ行って何かやたらに——やたらというか、持ってきてしまうと、これも本人の自覚がなくてやってしまうっていうようなケースもあるかもしれません。特に一番大変なのが、車で出かけて、ちょっと接触事故をよく起こすというようなケースもあるわけでありまして、これを注意すると逆切れしてしまうというようなこともあるかもしれません。こういったことが家族の不安でもあり、も

しかしたら本人の不安でもあるということでもありますので、こういう皆さんとどうやって生活っていうか、中川村という社会の中でうまく生活をしていけるかっていうことについては、このように今現在やっております。認知症にかかわる事業っていうのは介護保険の地域支援事業に位置づけられておりまして、認知症総合支援事業というものを中川村では地域包括支援センターが中心に取り組んでおります。主には、早い段階からの支援としましては、認知症初期集中支援推進事業と地域における医療、介護等の連携を推進するための認知症地域支援ケア向上事業、この2つがあります。初期集中支援というものにつきましては認知症初期集中支援チームというものの設置が、そして地域支援ケア向上につきましては認知症地域支援推進員の配置が義務づけられておりまして、それぞれ地域包括支援センターに設置、配置をしておるところであります。つまり、地域包括支援センターがこれらの事業を進めていく大もとになっておると、こういうふうに解釈をいただければいいかと思えます。早期発見と早期診断、治療、対応ということを目指しまして、困難化を防ぐところが大きなこの事業をやることの目的になっております。中川村でも南向、片桐、両診療所の医師や専門職に協力をお願いいたしまして、早期の専門的な診断を得て、進行の予防の治療や運転免許証の返納への働きかけ、村内巡回バス定期券・NAKAMOの進呈へ実際にはつなげていったケースもございます。

また、認知症の人が安心して暮らしていける地域は誰もが安心して暮らしていける地域であると言われておりますので、介護保険事業の取り組みそのものが目標に向かった取り組みであるため、医療機関や関係部署のみではなく、あらゆる方面での関係者、何より住民の皆さんとともに考え知恵を出し合って暮らしやすい地域を目指しておるところで、今、村としては活動しております。

それから、私たちも、例えば近くで、どうもあのお年寄りのおじいさんおばあさんはちょっと変だなというような——変だなという言い方はないんですけど、ちょっと方角がわからなくなってしまったような方をまちなかで見かけたりしたときにはどういふふうに対処したらいいかということ、実はグループホームの妻の家の専門の方に講義をお願いして、認知症の支援サポーターというような、資格ではないんですけど、初期的な、そういったお話を聞く中で、行動の特徴ですとか、こういうふう誘導するとか、そういったことも講座としては受けて、職員も勉強しておるところでございます。こういったことが全体で、私たちが、専門家ではない私たちができる中川村が、こういう認知症のお年寄りと一緒に暮らしていけるような地域づくりの1つではないかなというふうに考えております。

○4番 (大原 孝芳) 今お話の中で、地域包括センター等を中心に、そういった方々のケアができていくということでもあります。

そして、今回、私が質問させていただくところは、そういった地域の中にきちんと、そういった方が初期のころからいろんなケアの仕方、それから少し進んでいった方が、例えば私の近所にもいらっしゃいますけど、歩いているときに住民の方が声をかけられて、一緒になって、私もやったことありますけど、どこへ行くんですかって聞いて、

そして家まで送り届けるとか、そういったことも実際に行われているように思います。

しかし、あるときに、ここにもちょっと書いておいたんですが、これ何県、愛知県でしたかね、認知症のお年寄りが電車の踏切で死亡事故を起こしまして、そこで電車をとめてしまいました、そして、その後、鉄道会社から、新聞記事によりますと720万円の損害賠償の訴訟を起こされたと、そんなことがありまして、中川村ではなかなか考えにくいなと思われるんですが、しかし、そういった方の認知症を患った方の行動ってというのはなかなか予測できないものですから、例えば、認知症の皆さんとつき合うのも大変なんですけど、またその上に追い打ちをかけるように、そういったトラブルによって例えば相手のものに損害を与えてしまったときに、じゃあ誰が補償するんだってという話になりまして、当然まずは家族のところへ来るわけでございます。そうしたことに對して行政では何かできないかっていうようなところから、こういった事故の補償制度というものが出てきたというふうにいるいろいろ報道されております。それで、本来これは国が考えていくべきことではないかというような、ある団体の皆さんも行政側にしっかり陳情しているそうなんですけど、なかなか時期尚早じゃないかみたいな、立ち上げができないような状況に聞いております。したがって、そういう中で自治体がいよいよ動き出したと。そして、どういうそれに対して行政が支援できるかっていうことで報道されている中を見ますと、個人賠償責任保険という民間保険があるそうでございます。そういったものを自治体が認知症の方というか家族の——認知症の方に掛けるんですかね。そして、その中で補償されると。そして、これは、自動車事故は対象外だそうなんですけど、相手に損害賠償をされた場合に、相手から損害賠償の請求を受けたときに、それがかわってできると。それで、そのケースとしては、非常に金額なんかも、金額も年間1人1,000円とか2,000円とか、非常に、私も見て、ああ、そういう金額で肩がわりできるんだってというようなこともありました。したがって、もしそういうことができれば、家族にとってはすごく安心感があるんじゃないかなと考えました。したがって、まだ全国では39の自治体しかまだ加入していない——加入しているか、保険料の肩がわりをしている自治体はないそうなんですけど、ここにも書いておきましたが、長野県では下條村が真っ先にやっているってということで、ちょっと驚いたんですが、ちょっと私も下條村へ行って聞いてくればよかったんですが、ちょっと実態まで調べていないんですが、もしこういったことができるのであれば、ぜひ、ちょっと研究していただいて、これから多くの方がそういった病気に、認知症っていう病気にかかる可能性って、私たちも含めて可能性があるとしたら、ぜひこういった取り組みを進めていっていただきたいと、そういうことを思うわけでありまして。そして、ぜひ先進地なんかも調べていただいたり、それから、どういう人たちを入れる、何ていうんですかね、行政としては範囲に入れ込んでいくとか、そういったことを研究していただいて、もし、これがいい制度であるっていうか、大事だと思っただけなら早期に取り組んでいただきたいと、そんなことを提案させていただいているんですが、いかがでしょうか。

○村 長 　　まず、今、議員のお話にあった、踏切に入って電車にはねられて、その方は亡くなっ

てしまったんですが、それについて鉄道会社が御遺族に約720万円の損害賠償を求めた裁判ということがあったようであります。

認知症の人が事故を起こした場合などの損害額を補償する制度の創設につきまして、平成28年末に内閣府や厚生労働省、法務省などで構成される関係省庁連絡会議で制度の創設について検討したんですが、見送る方針を決めたというふうに新聞報道であったわけでありまして。1つは、全国的に少額な事例が多いこと、それから民間保険での支払い件数も少ない、これは逆に言うと民間保険に入っていない、心配であるにもかかわらず入っていないということが考えられるんですが、そういうことが理由として挙げられたようでございます。

議論のきっかけとなったのは、議員もおっしゃられましたように、平成19年に愛知県で認知症の男性が徘徊中に電車にはねられ死亡した事故であります。鉄道会社が遺族に今言われたような金額の賠償責任を求めたけれども、平成28年3月の最高裁では賠償責任はないとの判決が下されたとありました。ただし、家族の監督義務は認知症の場合であっても個別に判断されると、こういう事例ができたわけでありまして、これを見て、どうも認知症とわかっていて家族がそれなりの対応を明らかにしていないという場合には、これは責任の追及をされることもあり得るのではないかというふうに解釈をされるわけでありまして。そういうことがありまして、何ていいますか、そういうことでありますから、もしかして高額な賠償の額を負担する、遺族の方が負担をするようなケースは今後生じないとは限らないということとは言えます。

現在、11月現在でありますけれども、全国では神戸市、富山市、東京都葛飾区など、県内では下條村がことしの8月から認知症専用保険料の一部に補助金を支給しており、少なくとも全国では39市区町村が民間保険を活用した補償制度の運用を始めておるといふふうに聞いております。このほかにも実施に向けて検討中であつたり、情報収集中の自治体もあるということで、今後さらに実施数は増える可能性は高いだろうと。先ほど言われましたが、2025年には団塊の世代が75歳に達して、高齢者はピークに達してくるということがありますので、700万人という背景も、もしかしたらこれからもっと進むかもしれないし、わかりません。

こういう状況があるということだけ申し上げた上で、じゃあ村はどういうふうに見えるのかということではありますが、1つは、先ほども質問でもお答えをさせていただきましたが、包括支援センターを通じて地域の中でそういう皆さんをしっかりと見守っていく、あるいは重症化しないようにケアしていくと、こういう態勢をとっておりますから、その中で見つかったレアなケースとして、もし運転が危ないというようなことであるならば、こういう運転を控えていただく、控えていただくかわりに例えば村の巡回バスの定期券を、実は75歳以上の方で免許を返納した方については3年間無料でパスをお渡しするようにことしからしております。これに準じた扱いをするとか、こういうケースもあるわけでありまして、こういったことも考えていく必要があるだろうと。

ただ、もし事故を起こしたとしても、認知症の保険ではなくて自賠責や任意保険か

ら補償が受けられます。そして、徘徊で線路を渡る場合は、例えば中川村の場合には、見ていただければわかりますが、非常に少ないわけでありまして。たまたま鉄道があっちのほうに——あっちっていうか、西の端のほうを通っておりますから、ただ、認知症の方ってというのは、聞いたところによると、生まれ故郷というか、生まれたところを目指して帰るとか、そういうふうなことを言われていますから、間違えて一人で外出してそっちへ行ってしまうということが全くないわけではありませんけれども、非常に今のところ起きていませんし、幸いなことに少ないんじゃないかなというふうに思っております。

村独自に補償制度を創設するという考え方につきましては、今のところ持っておりません。

しかし、村内の認知症で徘徊される方の把握に、やっぱり今以上に努めなければいけませんし、まずは情報を収集しまして、実際にこうした保険に加入されている状況やどんな場合に高額な賠償を請求されるのかなど、事故補償が必要となる場合も含めて調べることから始めていきたいと思っております。

ただ、下條村にお聞きしたわけでありまして、下條村の場合には、本人の障害っていいですか、本人も受け取れる、こういうふうなケースであるようでありまして、若干高くなっております。お一人、自分のけがも補償の対象で、補償額は1億円らしいんですけど、年に一括払いで1万3,000円、これの2分の1を村が負担しておるといことでありますけど、当然該当した事例はないということと、予算取りをしておるようでありますけれども、なかなか、それに私も私もという形で御家族の方の申し出はなかなかない、こういうことのございます。これを、下條村のことを村に当てはめると、人口から見て5人くらいいたってというお話ですから、この保険をそのまま適用すれば7人くらいはあるのかなあとは思いますが、何せ掛け金が高いということと、さっきお話しがありましたとおり、じゃあ本人の障害っていうことは別にして、ほかの保険でできるので、何か大きなことがあったらという、非常に掛け金が安い場合、こういったケースも含めて考える必要はあろうかと思っております。

ただし、ちょっと私に一言言わせていただくと、村がやっぱり、認知症は、高齢者は増えていきます。だけど、やっぱり基本は、御家族ですとか、そういう方がやはりきちんと——そういう方っていう言い方はないけど、認知症になった方の家族はどういうふうと一緒に暮らしていけるのかっていうことをやっぱり考えるべきだと思いますし、私もそのうちなるかもしれないし、恐らくこの中にいらっしゃる議員さん方も誰かなるかもしれないんで、これは冗談ですけど。人口は、やっぱり対象者は増えていくはずなんです、高齢化も進んでいきますから。だから人ごととは言えませんが、とにかく、保険の制度は研究するけれども、一番はやっぱり包括支援センターをうまく使っていただくこと、その中から実効あるケアの取り組みを事前にしていくっていう、そういうことに力を入れるっていうことだと私自身は思っております。

○4 番 (大原 孝芳) 今の回答でわかりましたが、こういう問題がこれから非常に増えてくるっていうことで、非常に先進的な考え方ですので、私もそれが全ていいとは申し

ませんが、こうったことが村民の方にも、こういうこともあるんだっていうこととして、やっぱり承知していただくことが私も大事だと思いますし、確かに住民の皆さんが一番いい形は、地域包括センターを中心に、また住民のコミュニティーの中で、やっぱりこういった方がきちんと完結できるようなことができれば一番いいんですが、なかなか家族の努力だけではできない場合だってありますよね、認知の場合は。ですので、いろんなことが考えられますが、ぜひ、こういったことをやっている自治体があるということをまず承知していただくことが私は大事だと思います。この件については以上であります。

次に、「再編統合の検討が必要な病院名の公表について」という題で質問をしたいと思っております。

これも新聞報道で皆さんも承知していると思いますが、これは、9月の26日に厚生労働省が発表しまして、大きく報道されました。再編、統合が必要な全国の424病院を実名で公表いたしました。全国には1,455の公立病院や日赤などの公的病院があるそうですが、競合地域にある病院との再編や統合の議論が必要だとして、今424の病院名を具体的に発表しまして、県内では44の公立・公的病院のうち15の病院の名前を発表いたしました。その中には、ここにも書きましたが、松川町にある下伊那赤十字病院、それから高森町にあります下伊那厚生病院の名前がありまして、私も驚いたんですが、中川村の皆さんは、非常にここにもお世話になっている方がいらっしゃると思います。そして、この問題は実名が示されたっていうことが非常に大きくセンセーショナルに、いろんな、最近までずっと新聞等で報道されて出ていたわけなんですけど、つまり、実名を出してまで進めなきゃ国は進まないとしてやったわけなんですけど、一番驚いたのは地元の皆さんであったり、ここにお世話になっている患者さんだったと思います。その中に、いろいろ批判、ああ、よくやったとは誰も言いませんので、ほとんど、全国知事会であったり、それから町村会、市長会あたりは全部、これに対して抗議をしております。

そうした中で、私たちは中川村に住んでいまして、今、中川村では、医療を受けるときに、例えば南向、片桐に診療所があっただいて、大きな柱がありまして、そこで紹介状を書いていただいたり、いろんな地域で治療を受けることができます。したがって、今、村民の皆さんで医療体制に対してすごい不安を持っている方は、なかなか、その中ではなかなか知らないんじゃないかなと思います。また、救急的な場合には、遠くは松本、ドクターヘリで来ていただいて松本まで飛んで行っていたり、本当に、今、中川村の村民においては、医療体制っていうのはきちっとできていて安心している中において、今回、こういった下伊那赤十字病院あるいは厚生連の下伊那厚生病院等がひょっとしたらなくなってしまうんじゃないかと、つまり、国のほうでは採算的なことで勝手にやっているものですから、そういった方が多くいらっしゃるんじゃないかなと思います。先日、投書なんかも見えますと、信毎なんですけど、これに対して非常に不安を感じている女性の方がいらっしゃるって、それから、今ここにもちょっと持ってきたんですが、片桐診療所の、言っちゃっていいんだか、南先生も

信毎に投書をされまして、非常に憂いておりました。要は、地域のことを本当に考えて今回こういったことを発表しているかどうかということなんです。ちょっと南先生の言葉をお借りしますと、地方の病院が地道に取り組んできている医療以外の事業を正当に評価するのは非常に難しいと、こうした病院の努力に目を向けることなく、国が採算性を第一に考えた病院再編を進めようとしている点が非常に問題であると、また、地方の病院が幾ら頑張っても外来患者数や手術件数で都市部の大病院に勝てるわけがない、地方の病院が医療や介護などで地域住民にとってなくてはならない存在であることは間違いないので、厚労省においては地方の病院の努力と活動を正当に前向きに評価していただきたいと、こんなことも言われております。

私は、中川村の皆さんが、住民の皆さんがどういうふうにお感じになったかは詳しくは承知していませんが、ぜひ、こういった議会を通じて、村として、昭和伊南病院の話も私たちが聞いていますので、村長もそこには出席していますので、それとは別に、非常に、こういった中川村の環境の中で今こういったことが発表されたということに対して、何らかのこれからアクションを起こしていかなきゃいけないと思うんですが、今、現時点で受けた時点で村長はどんなような感じを受けたんでしょうか。

○村 長 まず、医療区分としてのお話からさせていただきたいんですが、1次医療機関っていうのは個人病院ですとか診療所であります。診療所はベッド数が何床以下ということであるようであります。2次医療っていうのが今のお話にあります下伊那赤十字病院、下伊那厚生病院、それから昭和伊南総合病院、3次医療機関が伊那中央病院、飯田市立病院でございます。3次医療機関は紹介状がないとなかなか診察をしてくれないようでありまして、初診は5,000円近くの支払いが必要だということだということであります。

今回のお話でありますけれども、下伊那赤十字病院は一般病床が60床、医療療養型病床が40床の合計100床の病院でございます。また、下伊那厚生病院は一般病床55床、医療療養病床が20床の75床の病院でございます。いずれも今回の再編、統合の必要な病院として9月の公表の病院に名前が出ました。その目的は地域医療構想の推進のためと、確かにしておるようでございます。今回は、この2つの病院が挙げたというのは、判断材料としては、がんや周産期、救急などの領域での診療実績が特に少ない病院の中だと。それはそのはずで、2次医療でございますし、こういうがんですとか周産期医療を、特に、昭和伊南の場合にはがんの手術もやっておりますけれども、周産期医療等はやっておりませんので、救急も、この2つの病院、全くないわけではありませんけれども、非常に少ないということで、近隣に非常に似たような距離のところ、近い距離に同じような機能を持つ医療機関がある、これは昭和伊南総合病院もそうありますので、そういうところをもって、2つ、これを、何と申しますか、地域医療構想の中で網にかけたところ、2つの統合という、何ていいますか、オートマチックに出ちゃったのかなあというふうに思っております。

今おっしゃられたとおり、私どももそうでありますし、と申しますのは、下伊那赤十字病院は、特にちょっとお話しさせていただきますと、平成30年度の一般入院患者

実績は、松川町が、一般入院ですよ、1万1,136人で、全体の66.7%を占めております。中川村が1,653人で9.7%、1割近い方が下伊那赤十字病院にお世話になっているというふうな数字が出ております。

それから、中川村、そういう病院ですから、巡回バスで病院に通う方も結構おりますし、年間では139人の方が巡回バスで通っております。また、デマンドタクシーを利用される方は79人の方が利用されております。これは数としては少ないっていうふうに見えるかもしれませんが、家族が乗せていたり、あるいは自分自身で運転していく方も含めれば、これは通院の患者ということになりますんで、その結果入院もあり得るんでしょけど、もっと多いわけでありまして。これが、もし仮に統合してしまつて、この中間、あるいはなくなつてしまつてどちらかのところに行くつていうと、非常に、どちらかのところに行けば、そこに病院があったところの松川町、高森町の住民の方は非常に困るわけでありまして、もし仮に高森のほうに、と申しますのは、かなり、築40年たつておるといふ病院でありますから、行つてしまうような、閉鎖をして向こうに統合されてしまうような事態になりますと、私どものところからは非常に遠くなります。昭和伊南でも4~5kmありますので、中心から見ると。ましてや高森の下伊那厚生病院まで行くということになりますと10kmはあります。私のところからでもそのぐらい距離ありますので、非常に遠くなるというところで、私どもにとつても非常に影響は大きいというふうに考えております。したがって、ということがまず思ふことと、例えば統合しなんで病床を削減、ベッド数を削減する、これは何かと申しますと、長野県地域医療構想が概要の中で述べております。やはり人口がこれから減つてきますから、そこを見定めた上で中を見てもみますと、ブロックに分けてあるんですが、やはり病床数は減つております。仮に、そういうふうになつて病床の削減されたら、例えば一般療養に限らず病床を削減されたらとすると、これは、もう医師、看護師の削減を意味するし、選択する患者は不安視を当然いたします。その病院は選ばなくなつて、その病院の医業悪化というのはより進むのではないかということが考えられますので、どちらにしてもこのままでいいとは言えませんが、今の急な話の中では、非常に困るということが言えるかなあというふうに私は思っております。

○4 番 (大原 孝芳) 今、村長のほうから具体的な数字も出していただきましたが、下伊那赤十字病院も本当に中川村の方が入院していたりして、お世話になっているなつていうことが今わかつたわけなんです、いろいろ新聞の記事等を読んでみますと、この国の考え方っていうのは、確かに人口減であつたり、それから高齢化であつたりして、財政的に、例えば税金投入について非常に危機感を持ってこういうことをされるんでしょけど、いずれ何らかの国も再編、統合については進めていくと思ひます。また、県においても今のようなお話で、ベッド数を減らそうと、それから急性期と回復期のバランスを考えてリハビリのほうを増やしていこうつていうようなことも、多く今、再編の中で考えられているんですが、現状、例えば今、そういった非常に中川村の村民にとつても、今極端なことをされてしまうと非常に困つてしまつていう現状があるわけですが、今、今回、昭和伊南病院については、この前も私も議会のほうで

いろいろ、伊南行政組合のほうからの連絡を受けまして、新病院もつくっていくって
いうことなんです、それとは全然話は別なんです、つまり、いろんな、さっきの
南先生の話でもないんですが、やっぱりいろんな地域の事情っていうのがあって、一
くくりで何か物事を全て解決していこうっていうことは非常に無理だと思います。し
かし、国のそういった再編については、もう、これも待たなしに進んでいくでしょ
う。そういうときに、今後、中川村としてどういうことができるかっていうことだと
思います。したがって、例えば直接お金を払う昭和伊南病院については、しっかりこ
れから行政も、それから議会もしっかりかかわっていくわけなんです、例えば今み
たいな下伊那の病院については、なかなか実際にお金が出ているわけではないん
ですかね、私もちょっとそこら辺はわかっていないんですが、そういう中で、中川村
として、そういったところにいるいろいろお世話になっている病院に対してどうい
うことが、要望なり、一緒になってほかの行政区が違うところと連携とり合っ
てやっていけるかっていうところは、村長はおわかりでしょうから、わかっている
と思いますので、ちょっと、今後どういうことが村長としてアクションを起こせる
か、そしてまた、もし、こういったことに対して中川村村民としてどうい
うような、私、議会を通じても要望活動ができるかっていう、そこら
辺について、ちょっと今、村長のわかる範囲で見解をお聞きしたいんですが。

○村 長 下伊那赤十字病院でございますが、この病院につきましては、経営状況を
ちょっと申し上げたいと思うんですが、平成30年の経営状況が、医業収益、こ
れは病院の、何ていいますか、収支をする区分になっているようでありま
す。一番は医業収益がプラスであるということが病院の経営の状態のよさを
どうもあらわすようでありまして、医業収益がマイナス1億893万5,000
円で、その他の収益で8,977万8,000円のプラスということでありまして、
この中には、その他収益の中には補助金として1億198万3,000円の
松川町からの財政支援があります。ちょうど調べてみたら平成29年も同額
のものが松川町から支援をされておまして、これは、松川町に対して、
何ていいますか、特別交付税として国のほうからお金が来ていて、それを
松川町は全額、下伊那赤十字病院に補助として交付して、それで何とかや
っておったようですが、平成30年は初めて赤字になったということもお聞
きをしました。そういう状況でございます。

今、下伊那赤十字病院の運営委員会というものがあまして、この数字も、
年一遍でありますけれども、松川町はもとより、飯島町、中川村、大鹿村、
豊丘村、喬木村と高森町、この関係する下伊那の北部の5町村の皆さん
と私ども上伊那の2町村が一緒になって事業の報告をしていただいたり、
これからこういうふう改善してほしいというふうな意見交換の場を持
っておりますけれども、ただし、経営に関してはなかなか踏み込むわけ
にはまいりませんし、私どもは組合立の病院の昭和伊南総合病院を持
っておりますので、こちらのほうの支援をすることはあっても、直接財政
支援はあり得ないというふうに思っております。

それと、もう一つは、やはり関係している町村の皆さん、北部の下伊那
の5町村の

理事者の皆さんも言うておりましたけれども、やはり、まず下伊那赤十字
病院の経営のやり方、こういうふうに変えるんだっていう、あるいは建
物を建てかえるなら建てかえるで、ぜひそういう再建案——再建案とい
う言い方はありませんが、これからの方向をきちんとした上で、その
上で例えばこういう支援をもらえないとか、こういうふうな話で検討し
なければ、これは話にはならないというお話をしておまして、私も、
それはそうだろうなというふうに思っております。

したがいまして、地域医療全体をどうやって守っていくかっていうこと
につきましては、当然、市長村長としての言い方で長野県の中へも申
すことはありますけれども、特に今回の下伊那赤十字病院をどうこう
っていうことについては、ちょっと今のところ言えないかなあという
ふうに思っております。

ただ、先ほど補助金の額で1億円ほど松川町から交付されておるとい
うことを申し上げましたけれども、続いて11月の、これは29日ですか、
29日に新聞報道されました。病床削減の民間病院を国は支援する
んだということでありまして、病床削減を加速的に進めようとする
ならば、民間病院を、そういう病院を支援しますよという言い方
です。これを言い出しているのは財務省と厚生労働省です。これは何
かっていうと、ちょうど国は、この新聞報道によりますと8,000億
円赤字の病院に突っ込んでいますよと、こういう言い方なんです。先
ほど松川町から補助金が行ったというお話をさせてもらいましたが、
もしかしたら全国8,000億円の、その8,000分の1かなという感
じもするわけでございまして、この財政支援はどうあるかっていうと、
8,000億円のなるべく赤字をもうほとんど解消したい、そのた
めには病院統合して、そこにかかる患者さん自身の医療費、医療費
は最終的には国も負担することになりますから、全体のそのものを
もう圧縮しちゃいたいと、こういうことがやっぱり見え見えだなあ
というふうに思います。したがいまして、それで、しかも、ちょっと
余りあれなんですけど、この財源を、今回のいわゆる公的なものとし
て消費税を2%引き上げた、そのもので社会保障費の財源として充
てる一部が今回の再編、統合を支えますよという、計画を出していつ
て、かなったならば支援しましょうと、こういうお金に使われるよ
うでありまして、ちょっとそのお金のあり方もどうなのかなという
思いはあります。

長くなりましたが、今の時点では、中川村独自に、あるいは松川町と
一緒になってアクションを起こすということは、ちょっと考えては
おりません。

○4 番 (大原 孝芳) 当然、今、松川町だけが、例えば下伊那赤十字
病院については要請をしているということでありまして、ただ、私
がこうやって質問することによって、もし、村民の皆さんも、日
赤病院がなくなっちゃうんじゃないかっていうことだけが余りク
ローズアップされちゃうと、また不安になりますので、ぜひ機
会あるごとに、例えば行政側も、今どうこう、行政区の違う自
治体と組んで何かそういった要望活動をするっていうことは
ないと今言われましたが、地域にとっては、中川村にとつ
ては、選択肢が減ってしまうっていうことは非常に不安材料
になりますので、ぜひ、もしいろんな再編等が行われる場
合については、しっかり住民にもわかっていただいた中
で進めていかないと、不安だけが先行していつてはまずいな
と思います。私たちが、い

ろんな報道と、それから医療、医療行政っていうのはなかなか私たちもわからない部分がいっぱいあるんですが、ぜひ注視しながら、今後どういうふうになっていくかっていうことを、また行政の皆さんとも話しながら、また私たち議会でも取り上げていただいて、ぜひ今後村民の不安を払拭できるような取り組みをしてしていきたいと、そんなことを申しまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議 長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩とします。再開は午後1時15分とします。
[午前11時48分 休憩]
[午後 1時14分 再開]

○議 長 会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
2番 飯島寛議員。

○2 番 (飯島 寛) 私は、さきに提出しました一般質問通告書に基づき質問します。
1として「「支え合いの地域づくり懇談会」について(その2)」。
今般の台風19号では、長野県でも大きな災害が発生しました。今般の災害では、千年に一度とか想定外の豪雨、氾濫予想地域外の氾濫といった表現で災害実態が報道で伝えられていますし、今議会でも多くの議員が一般質問の質問事項としています。したがって、鮮度が非常に落ちておりますので、賞味期限経過後とっていい加減な答弁は困りますし、質問事項が重複しておってもお答えをいただきたいとお願いして、質問に入ります。

私は、前回9月定例議会でも同様の質問事項で質問しました。その内容は議会だよりをごらんいただければ結構なわけですが、その主なものは、Q懇談会では目立った成果が上がっていないのではという質問に対して、A懇談会での課題を地域ごとに課題解決する取り組みを款耐えたい、Q懇談会での個人名の発表はプライバシーの侵害では、A配慮が不十分だった、Q現体制での災害発生時の実効性の確保は、A今後は対応部署と地域住民の連携をもって実効性の確保を検討していきたい、Q要支援者にハザードマップの周知を、A各地区自主防災組織で話し合っほしい、Q地区内各組の実態調査票は防災事前情報では、A組長を中心に組内あるいは地区全体の状況把握に有効で、今後も活用していただきたいなどが主な質問です。これらのいただいた回答は、いつまでにどういったことをどのように対策を講じていくのかといった具体性が全く見られません。これでは効能書きばかりで、肝心の処方箋がないのです。さらには、表題の支え合いの地域づくりの懇談会の目的はの質問についても、大災害の際に支援を要する人たちを事前に知っておくための会であると、前回質問の回答も全く同じ内容になっております。ここでいう処方箋とはマニュアルです。マニュアルがなくて台風19号のような大災害に中川村が見舞われたら、犠牲者を一人も出さずに済むのか、村長の認識をお聞きします。

○村 長 処方箋でなくてマニュアルを出せと——出せというか、これを求めるんだということですが、恐らく——恐らくという言い方が間違っていれば、これは地域ご

との避難に関する行動マニュアル、これは地区自主防災組織ごとのマニュアルであり、それに伴って災害時の助け合いマップ、これは誰がどこにいてという、そういうものの確定だと思っております。だというふうに認識をしておりますけれども、懇談会をこの間、幾つかの地区で手挙げをしていただいてやってまいりましたけれども、具体的な対策に話がちょっと及ぶことにはならない答弁であったかなあと、9月のときには、そんなような反省をしております。

懇談会が現在の姿になるまでにはいろんな経過を経ておりまして、ここに話すには時間が足りないわけでありましてけれども、発想のもともとは普段からの支え合いを地図に落としたものが災害時に有効であるということからスタートをしておるものでございまして、災害とマップというキーワードで、助け合いのマップというキーワードで定着していつておりまして、現在は本来の支え合いと地域づくりというキーワードで展開しておるものでございます。

支援が必要な方の状況は千差万別でありますし、状況も変わっていくものでございますので、さらに地域住民の年齢構成なども当然変化をしていくわけでありまして、こうなるときにはこうしようという話し合いをしていただく機会でございますが、それが、5番議員にもありましたとおりに、タイムラインという形でもって地区ごとにまとめていくということをしていけば、いわゆる地区ごとの避難マニュアル、こういったものになるのではないかとというふうに考えております。

○2 番 (飯島 寛) 村長さんのお答えは、要するに支え合いの地域づくりの懇談会の趣旨ということについてのご説明だったかと、ご回答だったかと思っておりますけれども、私が求めているのは、現体制で大丈夫なのということが今のことの質問だったので、そのことについては後ほど触れさせていただきます。

質問を続けます。

中川村の防災ハザードマップの村難に関する情報では、天竜川洪水予報について4段階の対応が定められております。質問事項には図式を示してございますが、ここで問題となるのは、氾濫注意報が発令されて避難準備・高齢者等避難開始情報の発令が行われたときに、懇談会の目的で事前に知っておいた、先ほど説明のあった支援を要する人たち、要配慮者へ避難準備・高齢者等避難準備開始情報の発表が行われたことを誰が伝達するのか、避難誘導は誰がするのかということでございます。

私は、これを具体的にしておかなければ、発表の伝達と避難誘導に漏れが生じてしまうことが考えられますが、村長は、これで、先ほど言った懇談会の体制ができていれば、このときはこれで大丈夫だという認識があるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○村 長 失礼いたしました。これは、議員おっしゃられることが確かに、これがないと具合的な避難行動はできませんので、これがなくて一般的な警報の発令を受けて、それぞれの自主防災組織の長がそれぞれに指示を出すか、もうあらかじめマニュアルみたいなものができておれば、誰がそれじゃあ誰それを助けてこう逃げましょうっていうことはできるわけですので、まさに求めているのは、このことを私たちは求めているん

であって、これをぜひ自主防災組織でつくっていただきたいということで話し合いをしてきたところでもありますので、ぜひ、それがまだ、それぞれの地区で形になっておるかどうかっていうことの確認も含めて、まだ完全にはできておりません。これを今それぞれの地区にお願いしておるということでございます。

○2 番 (飯島 寛) お互いに求めていることが同じだという接点を得られましたので、それに基づいて質問を続けます。

今回の台風19号でも災害時の避難誘導體制が完備した地区と十分でなかった地区とでは人的被害の状況が異なると報道されております。

当中川村でも、私の知る範囲では、地区ごとによっては自主防災組織がある程度整備されている地区があるというふうにお聞きしております。村として地域間格差があると認識しているかどうか、村長にお尋ねします。

○村 長 今、私、先ほどのお答えの中で、それはそれぞれの自主防災組織にきちんと話し合いをしてつくってくださいというふうをお願いをしているという段階であるということでありましたので、これを私どもが点検するという言い方はいけませんけれども、地区との詰めをきちんとして確認をしておるという段階には至っておらないわけでございます。当然、各地区が、私どもの村では逃げる——逃げるというか、各地区が自主防災組織となっておるわけでございますから、避難誘導の体制となりますと、地区ごとに立地条件や住民の方の構成など、一様ではないので、当然地区ごとに違いはあろうかと思えます。

温度差があるというか、取り組みの濃い、薄い、こういったことは、そういうことをお聞きしていただいておりますけれども、当然差はあると思っております。

○2 番 (飯島 寛) そういうご認識があれば、それを早急に格差をなくしていこうというふうに取り組まれているというふうにご理解してよろしいわけですね。

続いて次の質問に入ります。

現状の中川村の防災体制は、村から総務課交通防災係、保健福祉課、民生児童委員、村消防団、各地区自主防災組織、地域包括支援センター、村社協と非常に多くて、加えて、11月9日には災害ボランティアの立ち上げが行われたと聞きます。その中心は誰が主にやるのということをお聞きしたところ、各地区の総代会のメンバーだそうですが、参加者名簿が手に入りましたので見てみましたら、総代全員の名前がありませんでした。防災対策ですが、主役を担うのは、私は各地区の、しかも総代が音頭をとらなきゃどうしようもないというふうにご考えておりますが、地区総代の防災に関する認識にばらつきがあるというふうにあの名簿をみただけでは感じられましたので、村長はそのようなところについてどんな認識をお持ちかお聞きします。

○村 長 まず、11月9日に行われました災害ボランティアセンター立ち上げ訓練でございます。これは、ことに限らず、過去にもずっとやってきておりますけれども、事の始まりは、阪神・淡路大震災、これを受けて各地からボランティアの皆さんが集まってきた、そこからどういったボランティアができるかということを一手にさばっていく、わかったことは、やはり統制といいますか、動きをいわゆる一手に確認をしておく、

そういう場所が要るということと、それぞれのリーダーが行って、帰ってきて報告をして帰る、こういうことの繰り返し、これが必要だろうという経験に基づいてやっておることでございます。

私どもがお呼びをしましたのは、立ち上げ訓練のもとには社会福祉協議会が行うということは確認してございますので、地区総代さんの認識として、あるいは民生委員さんですとか赤十字奉仕団の皆さん、そのほか災害ボランティアとして活動していただく方、ほかにも多くのボランティア活動をされている方に、ぜひ、こういうことなんだよということを認識していただくために訓練をやったんであって、各地区総代は自主防災組織の長でありますから、避難をするまで、あるいは発災してから避難所をもしかしたらまとめる代表として存在することになりましようから、地区総代さんがボランティアとしてセンターにかかわるということはないもんですから、訓練としてわかっておいてほしいという意味でお呼びをしたということでございますので、そこは誤解のないようお願いしたいということです。

当然中川村に、何度も申し上げておりますけれども、いろんな地域があります。私から見ると、例えば渡場地区ですとか、私の住んでいる田島なんかは、天竜川の水害といいますか氾濫、前沢川の氾濫ということも、私は直接経験していませんけど、過去そういう水害に遭っているとか、地域によって当然温度差は、そういう意味では温度差があると思えます。当然、先ほどの答弁でもさせていただきましたとおり、この地区は恐らく安全だという地形上の地区もありますので、そういう範囲でいいますと、総代さんの認識の中では温度差はあるだろうというふうにご思っております。

○2 番 (飯島 寛) 私が一番心配するのは、後ほど触れますけれども、地域防災組織の長たる総代の役割は非常に重いものがあると、その中で、じゃあ事が起きたときにどういったボランティアができるんだというくらいはきちんと認識しておいてもらわなければ困るなということでご質問したところでございますので、ボランティアのあり方については質問が要らなかったかと思えます。当然ながら、今申し上げたように、いっぱいいろんな防災のための組織がございます。すなわち「船頭を多くして船沈む」ということわざどおりでございますが、これだけ多くの組織が災害時にそれぞれ災害に向かえば收拾がつかない事態が容易に想定されます。まさか、村は災害対策本部を設置さえすれば、これらの諸団体と統制できると考えているわけではないと思えますが、確認の意味で、もう一度そうではないということをお答えいただきたいと思えます。

○村 長 統制の意味でどこが中心になって、指揮命令系統のお話でございますけれども、村の各課は、災害対策本部で当然統制をして、それぞれの仕事をいたします。

消防団は極めて統率のとれた組織でございます。災害対策本部には団長も入ります。したがって、災害時の統制には不安はありません。

それから、福祉関係の組織、人材はここに行動することにはなりませんけれども、船頭が多いという状態にはならないというふうにご考えております。それぞれがどのような動きをするかということも、これも全て決めておるところでございますので、その

○2 番 ようにお願いをいたします。

(飯島 寛) 質問を続けさせていただきます。

地球温暖化の影響かどうかは別としまして、全世界的に地球的に想定外の、先ほど申し上げたように百年、千年に一度と言われる大災害が常時発生しています。将来に向けて体制整備を行い、実効性を確保していくなどといった時間的な余裕は余りありません。災害発生時に人命の救助を行い、一人の犠牲者も出さないようにするにはどうしたらよいかを即刻考えるべきです。これは7番議員の質問にも同様のタイトルでございました。その回答は、お聞きしていましたところ、地区ごとの避難計画に記載するだとか、自主防災組織で地域防災マップを作成するとかいった悠長な回答ばかり、私にとっては悠長と認識できるような回答ばかりでございました。

ちなみに、村長は、横前集落センターは緊急避難所の適しているというような発言がございましたけれども、横前地区の住民は、集落センターは活断層の真上にあって、いつ地すべりやなんかで追われるかわからないので緊急避難場所には適さないという認識が相当あります。そういった、今、代替の避難センターをどこにすればいいのかというようなことで非常に苦慮しておるとい実態がございますので、ご認識いただければありがたいというように思います。

整備の1つとして、ちなみに私がお粗末な頭脳で考えた体制の1つとして、①総務課交通防災係の地区組織の実態調査票で組長は実態調査を厳密に行う、2として、各組長はこの調査票での組内での支援を要する人たち、要配慮者を確認し、氾濫注意報が発令され、避難準備・高齢者等避難開始情報の発表が行われたときには組内の責任で支援を要する人たち、要配慮者の避難を誘導、補助することとし、毎年の組長交代時の引き継ぎ事項としていくと、3番、各組組長は、この調査票の写しを地区総代に提出する、地区総代はこの調査票の写しを総務課交通防災係に提出する、すなわち、村としての防災組織の本部にこれを届けておくということになります。地区総代は、氾濫注意報が発令され避難準備・高齢者等避難開始情報の発令が行われたときには、該当組長にて避難が行われたことを確認し、避難が実際に行われたかどうかを確認して総務課防災係長宛ての村長に報告すると、総務課防災係は、提出された調査票の写しを事前に保健福祉課、民生児童委員、村消防団、各地区自主防災組織、地域包括支援センター、村社協、災害ボランティア等に回付しておいて、支援を要する人たち、要配慮者を一元管理するという体制をしいてほしいと考えます。これは、あくまで一案ですけれども、こうした体制整備を早急に行う必要性を認識し、整備を進める考えが村長にはあるのか、あるというふうに先ほどお答えいただいておりますが、再度お尋ねします。

○村 長 その前に、横前の活断層の近くにある集会施設の安否でございますが、あの断層は、調査をした中では、過去、縄文時代は長いんですけど、あのときに動いたということは確認をされておりますが、まず、すぐには動かないだろうと、そういうことを言われておるといことでございますので、そういう意味で安心であるというふうにお答えしたということです。仮に動いたとすると、恐らく震度6くらいの動きになるでしょ

うから、そうすると中川村の天竜川を挟んだ片桐地区は非常に危ないと、全て危ないということになるのではないかとというような認識も持っております。

さて、本題でありますけれども、確かに、今、飯島議員さん、こういうふうにしたらどうかという例をお示しになったわけでありまして、これに該当するものとしては、現在は災害時要援護者台帳があるわけでありまして。この取り扱いには一定の決まりを設けてありますけれども、ご提案のような細かい、こういうときにはこういうふうに使うんだという細かいものではございません。御案内のように、詳細な取り扱いをきちんと——きちんとっていうか、明確にしておくことが情報の正しさを維持することにもつながると思いますので、ご意見は真摯に受けとめて、一番いい方法を採用すればいいので、参考にさせていただきたいと思っております。この見直しは、再三悠長なことを言っておるなということでございますし、そのとおりだと思っておりますので、このことの見直しは直ちにやってみてほしいというふうに思います。ですが、どれからまず手をつけるかということもさることながら、平行に進めなきゃならんことが山ほどありますので、そういう中で、もう一遍の見直しは、まず地区の自主防災組織の中で台帳なり要援護の人たちがどういうふうな状態にいるのかということを確認することと、あわせて台帳整備、それから活用する方法、そして、いちいち村長に最終的に知らせていただくことがいいのかどうかわかりませんが、少なくとも地区の中から不明な方ですとか、あるいは、もしかしたらけがをされた方とか、いろんな状態の方は報告をしていただかないと救助にも入れませんから、そういう手順だけは早くつくる必要があると思っております。

○2 番 (飯島 寛) 前向きなお答えをいただきましてうれしく思いますし、これ、私が申し上げているのは、具体的な手法というよりも、せつかくある防災の要支援者の名簿ですから、それを各地区ごとに全部きっちり1カ所の村の本部でも押さえておいて、今般のように3地区に避難情報が出たときには、その地区の防災組織の長たる人のところに、あなたの地区はこの方に要支援が出ていますから対応してくださいねという指示が出せるわけなんで、そういうことに活用していただきたいということで、1つの方法として申し上げたわけですので、そんな活用方法をぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

最後になりますが、今般の台風のときのように災害対応で避難誘導體制が完備した地区と十分ではなかった地区とに差があってはなりませんので、地区によって差別が生じず、村が均一な状態で継続的な防災対策を講ずるようにマニュアル化する用意をぜひお願いしたいと思っております。

続きまして、次の質問に移ります。「中学生の携帯電話・スマートフォン使用実態について」。

私の認識では、中川中学校では生徒に学校へ携帯電話やスマートフォンの持ち込みを禁止していると認識しておりますが、実際に禁止しているかどうかお尋ねします。

○教育 長 平成21年に文部科学省通知で学校における携帯電話の取り扱いについてというものが出されておまして、携帯電話は学校における教育活動に直接必要でないもので

あることから、小中学校においては学校への児童、生徒の携帯電話の持ち込みについては原則禁止とすべきであることというふうになっておりまして、これによって原則禁止としております。

○2 番 (飯島 寛) ありがとうございます。

中川中学校から父兄や家庭に緊急連絡がある場合は、私の携帯にも安保確認としてメールが配信されておりますので、学校と父兄・家庭間の連絡網は完備されており、問題はないと認識しておりますが、それではよろしいのでしょうか。

○教育長 全校または学年の保護者に対して緊急連絡がある場合は、緊急メール配信システムオクレンジャーによりましてメール配信をしているところです。

また、学級にはそれぞれ連絡網がありますけれども、現状、ほとんどこちらのほうは使っていないのが実態であります。

○2 番 (飯島 寛) 現在の社会情勢を鑑みますと、生徒が携帯電話やスマートフォンを持っていないなどということはまず考えられませんが、学校では生徒の携帯電話、スマートフォンの保有状況をどの程度把握しているのかお聞きしたいと思います。

○教育長 先月、県教育委員会の心の支援課から発表されました昨年、平成30年度のインターネットについてのアンケート、県の調査結果によりますと、携帯電話やスマートフォンを使用している中学生の割合は5割を超えているというふうに発表されております。これは保護者の機器を使っただけの数も含まれております。

中川中学校ですけれども、教頭先生なり先生が学級担任の先生にそれぞれ聞いてまとめていただいたところでは、1年生では少ない所持率ですけれども、2年3年になるにつれて所持率は高くなり、3年生では半数近くが携帯電話やスマートフォンを使用していると思われるというふうに報告をいただいております。

○2 番 (飯島 寛) 今のお答えでいきますと、私の認識よりは若干保有数が少ないのかなというふうに思っておりますが、私の感覚的なことですので聞き流してください。

私は、教育現場が抱える諸問題等については十分な知識や情報を持ち合わせておりませんが、インターネット等で義務教育、学校の問題点などと検索しますと、膨大な問題事項が掲載されておりまして、教育行政の携わる方々や教員の皆様のご苦労をうかがい知ることができます。例えば、最近のニュースで学生たちがLINE等のネットで婦人病のワクチン接種を拒否するよう申し合わせた云々という情報がありましたし、直近では、ご承知のとおりSNSによる誘拐事件が話題となっております。私が問題視するのは、こうしたワクチン接種や誘拐の事件ではなくて、行政側や教育現場が希望している本来あるべき姿に学生たちを振り向けていくという諸施策が、状況や実態、危険を知らない未成年の中学生が感覚的に判断するだけで、仲間内で意気投合したり、自分の殻に閉じこもったり、聞く耳をなくしてしまうという事態が起きることです。社会的な責任を負う成人ならば自己責任で済まされますけれども、すまない部分もあるかもしれませんが、社会構造をまだ十分に理解しておらず、将来部ジョンの定まっていない中学生が、たった一人の思いつきのメールに賛同してしまって将来に禍根を残してしまうことが危惧されます。このような社会現象に教

育現場はどの程度注意を払っているのかお聞きします。

○教育長 現在の社会はSNSが普及しており、自分の考え、考えに対する反応や批判等を書き込み等、さまざまな手段で発信できる世の中であります。子どもたちは、インターネットやゲーム機等を使ってそれらにアクセスできる環境にあります。また、フェイクニュースも問題となっています。そのよう中で大切なのは、やはり生徒の思考力や判断力を高める教育だと考えております。それらの能力を高めるために、学校では授業の中に話し合い活動を取り入れて、学習問題について自分の考えを持ち、友達と話し合い、さらに自分の考えと比較したり取り入れたりして判断力や思考力を高め合う、そこから最適な答えを見つけるという学習を願って行っております。今後の社会では、ますますこういう力は人間にとって必要になるというふうに考えております。

○2 番 (飯島 寛) 先ほど申しましたように、生徒間のネット取引というか、情報交換が、いわゆるこうしたSNSやLINE等を乱用することによって炎上して、それが原因で登校拒否だとか、ひきこもりだとか、いじめだとかいった社会現象の発生、核酸といったことにつながってしまったのでは大変です。

中川村では、スマートフォンの普及とインターネットやLINE、SNS等の思はぬ波及的効果を及ぼすことがあるというふうにしていただいた上で、現状で考えられるどの程度の対策を講じているのか、先ほどいいことばかり挙げていましたけれども、悪いことに対しての防止策についてお聞きしたいと思います。

○教育長 ただいまご心配いただきました課題の部分でありますけれども、中川村でも平成26年度に生徒の間で課題があらわれたことがありまして、それについては学校のほうで適正な判断と処置をしております、それ以降は、そういった問題は聞いていないところであります。

学校では、きょうか、総合的な学習の時間、キャリア教育等で精読の思考力、判断力、表現力を高める教育に取り組んでいます。情報モラルにかかわることは、外部講師による講演会や担任による指導によって行っているところです。また、上伊那の教育7団体というふうにとまとった団体がありますけれども、これが一昨年、共同で宣言をしたスマホ・携帯上伊那ルールというのがありまして、内容は、保護者は必要のない限り子どもたちにスマートフォンや携帯電話を持たせません、持たせる場合は次の4つの約束を守らせ、安全に使わせますというふうにいまして、次の4点を挙げております。友達とのやりとりは夜9時まで、使用は1日1時間以内、使う前にフィルタリングを、個人情報絶対に乗せませんと、こういう内容で、先ごろも校長会等で確認したというふうにお聞きしております。

○2 番 (飯島 寛) すばらしい防御策を講じていただいていると思います。私が申し上げているのは、マネジメントサイクル、PDCAを回すこととございまして、そういった方策がどの程度施行されて実施されているのか、チェックという部分は非常に大事になってくると思いますので、ぜひチェックということを怠らないようお願いしたいと思います。

続いて、次の質問に入ります。「中川両小学校・中学校の行事への招待について」。

私ごとで恐縮でございますが、私は現在のアルプス中央信用金庫に48年間勤務しました。中川村の唯一の中小企業専門金融機関である現アルプス中央信用金庫中川支店にも昭和50年4月の開店に向けて開設準備委員を仰せつかって開設準備に当たり、開店後も3年間勤務いたしました。開店に際しては、今はおられないかもしれませんが、村の役場の皆さん等に、あるいは村民の皆様から強い期待感がかけられておまして、将来的には村の指定金融機関を目指すなどとの希望があったと自負しております。以来、中川支店は開設後35年を経過して、おかげさまで順調な推移をたどっております。ちょっとお説教がましいのですが、信用金庫は一般の市中銀行とは全く異質な金融機関です。信用金庫は、地域金融機関で営業エリアが制限されています。融資取引は中小企業と個人しかできません。JAさんと同じ会員制組織で、営利目的の銀行とは大きく違います。この3つの柱を基本として、相互扶助の精神のもとで、中川支店では35年間営業を続けてまいりました。

今、中学校では、あるいは高等学校では職場体験が行われています。中川村でも行われていることだと思いますが、私も信用金庫の本部で上伊那郡内の職場体験生たちに経済社会とは、金融とは、銀行と信用金庫の違いとは等々を説いたものです。

私は、平成29年、地域住民の皆様のご推薦をいただき、中川村村議会議員として村政に携わることとなり、現在2年が経過いたしました。議員となりますと、村の諸行事のほか、中川両小学校・中学校行事などにもお招きをいただく機会を得ることができるようになりました。議員として中川両小学校・中学校行事に参加させていただき、非常にショックを受けました。それは、中川両小学校・中学校行事等のイベントの来賓名簿にアルプス中央信用金庫の名前がないのです。上伊那農業協同組合や郵便局は来賓に招待されていても、なぜ信用金庫は招待されないのでしょうか。

最近、12月2日に第2回の中川村キャリア教育フォーラムが開催され出席しました。その席表にも、JAさんと郵便局さんの名前はあっても、信用金庫の名前はありませんでした。これは、キャリア教育のフォーラムには信用金庫は一切かわりがないと認識されていたことなのでしょう。フォーラムでの中川中学校の2年生の発表で、職場体験から中川村に働く場所があればいいのにといった意見が何度も出てきました。村内に働ける場所を確保しようと、これまで中川村にも大企業を誘致しようと試みた経緯があると聞きましたが、いずれも不発に終わっていると聞いております。中学生が希望する中川村での就職のための村内企業は、すなわち全て中小企業です。その中小企業専門の地域金融機関が信用金庫であります。もっと信用金庫の企業特性を教育現場は理解してほしいものだと思っております。

今回の中川村キャリア教育フォーラムを含めた中川両小学校・中学校行事の招待者の選考基準をお聞きして、特別な理由がなければアルプス中央信用金庫中川支店の35年間の中川村や地域住民の方々への貢献を評価していただいた上で、信用金庫の企業特性を理解していただき、中川両小学校・中学校行事に他の金融機関と伍して招待してもらえる可能性があるのか、ないのか、お尋ねしたいと思います。

○教 育 長 先日のキャリア教育フォーラムにつきましては、真っ先にご来場いただきありがと

うございました。そのときにアルプス中央信用金庫のご招待をさせていただいてなかったということにつきましては、昨年のもを参考に名簿をつくりましたので、手落ちがあったというふうに思います。

学校行事におけます招待者の名簿は、それぞれの学校での判断で作成をしております。学校行事の中でも卒業式、入学式の時期は、諸機関、組織等の担当者が変更になることがありますので、学校から招待者の名簿の確認を求められることはあります。しかし、招待者の内容については学校によって異なっております。例えば小学校では、児童クラブ、あるいは交通安全見守りのボランティアパトロール、クラブ活動の指導者など、児童、生徒に直接かかわっていただいた方々も含まれているわけでございます。ご指摘の上伊那農業協同組合や郵便局は、農業の関係、また郵便の学習等のかかわりが大きいかというふうに思います。こういうようなことを含めまして、ただいただいたご意見もいただきながら、学校と話し合っていきます。

○2 番 (飯島 寛) 全面否定でない回答をいただきましたので、若干胸をなでおろしております。

今のお話しの回答の趣旨は理解できますけれども、念のために申し上げておきますと、今の回答は児童、生徒がどのように理解するのかといった視点で捉えているのではなくて、教育者目線で見えた児童、生徒の思いはこうだろうといった推察だけで、農業に携わるから、あるいは郵政をやっているからというような理由だったと思われる。イベントの主役は児童、生徒であっても、現場は参列者の父兄、教師の先生方、そして来賓者です。そこにマスコミも来ております。上伊那郡下でも信用金庫を推している中学校があります。私も支店長として参列させていただきましたが。招待の理由は、生徒に金融機関を理解してもらうのが目的ではないというふうに思います。地域にはこんな企業がありますよということを大いに知らしめていただくのも大事な行事、イベントのための参列だと思っておりますので、金融機関は児童、生徒にはなじみがないから今までは招待しなんだというのは余りにもひどいと思います。現在の中川村に一生懸命支援してきた公共性はあると自負している金融機関を1つだけなぜ外すのか、理由が理解できません。なぜ招待客を1名増やすことができないのでしょうか。

長野県信用金庫協会は、子どもたちの通学の安全を願い、中川支店ができるずっと前から、ほぼ50年間にわたって長野県下の全小学校の新入生、1年生に信金交通安全黄色いハンカチを贈り続けています。中川村の両小学校にもきっちり毎年届けられているはずで、人数の分だけ。私がこんな質問をしたから、来年度からは中川村ではハンカチは要らないなんて言われても困るわけですが、こうしたひたむきな努力をぜひご理解いただきたいと思っております。そうした思いを込めて、再度、村長さんのお考えをお聞きします。

○村 長 農業、商工業、これは産業の基本であります。したがって、農業を束ねているといえますか、そういう意味でいったら農業協同組合の理事さん、あるいは支所長がずっと呼ばれておるといえるのは、これもわかります。今の私が言った論理でございますと、どういう方を産業とか代表とかとして呼び出すのかという話になっていきます

と、例えば商工会長はどうだという話にもなるでしょうし、また、当然、金融機関の代表、今は、先ほど教育長からお話がありましたとおり、今は1つの企業になっておりますが、郵政省のいわゆる公的機関でありましたので郵便局は、そういうところが呼ばれてきた経過もあるでしょう。でも、今言ったような観点から見ると、金融機関としての信用金庫さんが呼ばれる——呼ばれるというか、そういった卒業証書授与式、入学式に村の大人の代表といいますか、企業や構成しているところの代表としてお招きしてお祝いをしていただくということは、形とすれば当然あってもいいかなと思います。

ただ、言い方は変なんですけど、これは、あくまでも挙行する側の教育委員会であり、学校のほうでの主体になりますので、今言ったお話は、当然、教育長、きょうのやりとりは教育長も学校のほうにお伝えをすることがあると思いますので、その上での判断だというふうにお聞きを、お酌み取りください。

私は、そこまで、私の考え方はそういうことであります。

○2 番 (飯島 寛) 信用金庫が今まで小学校の皆さんに対してしてきた黄色いハンカチというようなものもぜひご理解をいただいた上で、さらには中学生や高校生になってきますと教育ローンとか進学に応じたもののローン等も、もちろん郵政さんもやっているかもしれませんが、JAさんもやっているかもしれんけれども、信用金庫もそういう教育ローンに携わる資金の取り扱いもやっておりますので、そんなところも判断基準としてお考えいただければ幸いと思っております。今後の新しい体制に期待をしつつ、私の質問は終わらせていただきます。

○議長 これでは飯島寛議員の一般質問を終わります。

次に、9番 鈴木絹子議員。

なお、鈴木議員から参考資料の持ち込みの申し出がありましたので、許可してございます。ご了承ください。

○9 番 (鈴木 絹子) 私は、さきの一般質問通告書に従いまして4つの質問をしていきたいと思っております。

1 問目、中川村地域防災計画の見直しの進捗状況を伺います。

中川村の現在の防災計画は、平成19年20年に改正されたものと認識しています。その後、東日本大震災が発生し、その後も毎年のように、かつてないとか、何十年あるいは何百年に一回とか、生まれて初めてなどの形容による大きな災害が全国各地で発生しています。その災害は地球規模の気候変動が進んでいることから引き起るとも言われていて、報道で見聞きするにつけ、中川村にもいつか起こるかもしれない不安を抱きます。前回改定された部分もあるかと思いますが、改定されなかった部分でも、実際に中川村の現状と照らし合わせて見直しが必要と考えますが、どうでしょうか。かつて見直しを進めるという発言もあったと思うので、その後のさまざまな過程の中で若干でも手直しがされているかどうかも含めて、考えを伺います。

○総務課長 まず、見直しをするべく職員で作業に着手いたしました。庁内の各課にわたる記述がございますので、それぞれの関係個所の見直しを求めてきたところでありませ

そういう意味では一部着手はしたということなのでありますが、例えば村の組織機構の変更など、簡単な改定箇所だけでも非常に多数に及びまして、実際の見直しというには至っておりません。

○9 番 (鈴木 絹子) 防災計画は目次だけでも9ページもありますから、細部にわたれば大変細かくなるので見直しは大変かと思いますが、それぞれの防災の実施計画立てるときにもこの計画がもとになるわけで、必要な見直しは、ぜひともすぐにでも取りかかるべきかと考えます。

通告のほうにはないので聞いていただければいいですけれども、例えば資料10にあります防災行政無線運用規定では、無線従事者の現状把握をするため毎年4月1日に無線従事者名簿を作成するとありますが、そういうことがきちんとされているでしょうか。

また、例えば資料18の避難施設一覧と防災ハザードマップとの整合性はどうか。この資料18の一覧表では、中川東小学校を初め11の公共施設が羅列され、収容人員が合計で6,549人になりました。村民が全員避難してもなお余りある数字ですが、1人当たりの面積は2㎡強で3㎡はない畳1畳ほどのスペースとなっています。これは、きっと何か決まった計算方式があるのかなと思いました。実際には、その人数の避難者があることは考えられないので、十分余裕があると思っております。

また、例えば資料21の食料、物資等の販売業者一覧と取扱店と物資の状況は現状と合っているのでしょうか。

また、1つ、資料37の給水資材等一覧は、現在の実数と乖離があるのではないのでしょうか。

もう一つ、内容そのものではありませんけれども、風水害対策編の第5章に当たる地震防災強化計画のページが目次では278ページ～306ページと表示してありますが、実際の紙面では1ページ～29ページとなっていて、通し番号ではありませんでした。

単純に事務的に修正できる場所もあれば、協議が要るところもあるかなとは思いますが、重要項目とか注意事項など、考えているところがありますか。

また、主にどこが担当して、いつごろ見直しを完了する見通しなのかを伺いたいと思っております。

○議長 通告にはないんですが、答弁を求めますか。

○9 番 (鈴木 絹子) 特に答弁は求めません。

○議長 じゃあ、いいですね。

○村長 細かく6,500人という数字、ショックですという言い方はありませんが、確かに整合はとれておりません。その後、個々の支援物資、それから災害応援協定も、その後のいろんな災害を経過する中で蓄積としてやってきたこともありますので、来年中に、来年度までには、もう明言いたしますが、全部改定をいたします。正しく直していきます。

○9 番 (鈴木 絹子) 村民としては、基本的には自分の身は自分で守るということではありますが、中川村の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に対応する

	<p>ため、総合的かつ計画的、効率的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の命、体及び財産を災害から守ることを目的とするということをうたっていますので、行政として、ぜひ責任ある対応を行っていただきたいと思います。</p> <p>2問目に移ります。災害時における福祉避難所の開設についての考えを伺います。</p> <p>①内閣府が平成28年に作成した福祉避難所の確保・運営ガイドラインは、平成25年に作成された避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針を受けて、平成23年の東日本大震災の教訓を考慮し、平成20年に作成された福祉避難所設置・運営に関するガイドラインを実質的に改訂、修正する形で作成したのですが、中川村の担当課において、このガイドラインについてはどのような対応がされていますか。</p> <p>○総務課長 まず福祉避難所についてであります。村が直営で利用できる施設は現在のところありません。主に介護保険事業所を想定施設というふうにご考えておるところであります。正式に福祉避難所とするためには各施設と村との間で協定を結ぶ必要があるわけでありまして、現在は、まだ締結ができておりません。</p> <p>ガイドラインには施設や備品などの要件も定めておりまして、その設備は市町村の責務とされておるわけですが、正式な福祉避難所としての指定をしておられない関係上、そちらへの整備は進んでいないというのが現状でございます。</p> <p>○9番 (鈴木 絹子) ガイドラインでは、第1章において平時の取り組み、第2章において災害時の取り組みという分け方で記載がされています。その中で、対象となる者としては身体障害者、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者等を含みます。知的障害者、精神障害者、高齢者、人工呼吸器、酸素供給装置を使用している在宅の難病者、妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者、内部障害者等が考えられるとしています。総じて要配慮者として避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者とし、その家族まで含めて差し支えないとしています。</p> <p>現在、中川村では、福祉避難所としての記載は防災計画の153ページに少しだけあります。先ほど福祉避難所という形ではなく福祉避難施設とあったかと思っておりますけれども、ハザードマップにおいては福祉避難施設として4カ所、要配慮者利用施設として16カ所が記載されています。このどこでも要配慮者を受け入れられると考えていいのでしょうか。</p> <p>○総務課長 ちょっと重複するかもしれませんが、村の防災ハザードマップに福祉避難施設一覧という形で載せてある施設がありますが、これらの施設は、いわゆるガイドラインでいうところの福祉避難所ではなくて、有事の際に福祉避難所として活用できそうな施設ということで、利用可能な施設という位置づけで捉えております。</p> <p>また、地域防災計画における福祉避難所予定施設も同様な趣旨で掲載をしているところでもあります。</p> <p>ハザードマップの要配慮者利用施設は、要配慮者それぞれの態様に応じた機能を想定している、機能を掲載しているというものでありまして、どこでも誰でもというわけには必ずしもならないかというふうに思います。</p> <p>○9番 (鈴木 絹子) どこでも誰でもというわけにはいかないということではあります</p>	<p>けれども、後のほうで少し述べるかと思うんですが、いろんな症状、今、身体障害者から内部障害者まで言ったんですけれども、その幾つかのところの方がどこかでは対応できるという認識でよろしいのでしょうか。</p> <p>○総務課長 障害の全てに対応できる施設かどうか現実には精査してございませんので明言はできませんけれども、一時的にはお受けできるのではないかと考えております。</p> <p>○9番 (鈴木 絹子) 避難所の設備や備品については、毎年見直しや更新がされて、例えば今までだと体育館のような広いところに何の区切りもなく、家族ごとだったり、ばらばらと平らに広がっている状況から、家族ごとに間仕切り等がセットされるなど改善されていると理解しますが、中川村の現状はどの程度まで進んでいるのでしょうか。要配慮者が一時避難所として避難した場合に、先ほど言われた場所によってはこういう人が来ても大丈夫だよというものがあるのかも含めて教えてください。</p> <p>○総務課長 ほかの議員さんからのご質問にもお答えをしておりますが、いわゆる避難所の施設、あるいは設備や備品等につきましては、毎年充実させるように工夫して増強整備に努めてきておるところでございます。今年度においても段ボールベッドや室内テントを購入予定でございます。</p> <p>どういった方がどこに来られるかというところまで細かく想定しておりませんので、施設ごとに何をどのようにという計画にはなっておりませんが、今後とも要配慮者を含む避難者の受け入れ態勢は充実を図ってまいりたいと思います。</p> <p>○9番 (鈴木 絹子) 私は福祉避難所が必要と考えますが、今後の村の対応としてガイドラインに沿った福祉避難所の開設の考えはありますでしょうか。</p> <p>○総務課長 福祉避難所として利用可能な施設というふうに申し上げましたが、そういった施設を中心に協定締結に向けて働きかけを行ってまいりたいというふうに思います。ひとたび福祉避難所として指定をいたしました場合には、施設設置者側に設備に関する有利な補助制度があるとか、その反面、逆に施設側には訓練をしていただかなければならないといった、足かせというわけではありませんが、ご負担もあるということもありますので、理解を得ながら進めたいと思います。</p> <p>○9番 (鈴木 絹子) すみません。何回も言っているかもしれませんが、毎年、日本のどこかで想像を絶する大きな災害が繰り返し発生していて、中川村でも起こらないという確証はありません。現に三六災害があったわけですし、天竜川の氾濫も大小はあるにしろ起こっているわけです。村の人の何人かは「ここには台風は来ないに。」「避難することなんて考えんに。」と、何人かお聞きすると、そういう答えが返ってきます。どんな災害がどのように起こるのか想像できない中でも、仮想で実際に避難所に行き過ぎしてみる訓練をするべきではないかと私は考えますが、この点ではいかがでしょうか。</p> <p>○総務課長 避難所として指定をした場合には、当然訓練が必要になるところでございます。災害であるか否かを問わずに、避難所といえますか、福祉避難所になる施設で過ごす体験をすることはよい経験になるかというふうに思います。今後、協定に向けての働き</p>
--	---	--

かけを行っていく中で、協定の前であったとしても協力を求めていきたいというふうに思います。

○9 番 (鈴木 絹子) 先ほど総務課長のほうからお話がありましたけれども、特に福祉避難所という形で行うときには個別に支援する人が必要となってきますので、受ける側の訓練も必要ではないかと考えますが、そのことについては、先ほどの話の中で指定なり協定を結んだ中ではそういうことも必要だというふうにおっしゃったと受けとめてよろしいですか。

○総務課長 受け入れていただく側の訓練も当然必要であります。先ほどの質問の逆に、福祉避難所になる施設で過ごすという体験は、いわゆる支援者側の訓練にも一部なるのかなというふうにも思うところあります。

○9 番 (鈴木 絹子) このガイドラインは多くの地方公共団体で活用できるよう標準的な項目で記載してあるので、参考にしつつ、それぞれの地域の特性や実情、庁内体制、既存関係計画等を踏まえて災害発生前から必要となる対策について検討し、独自のガイドラインやマニュアルを作成し、マニュアルには具体的な実施時期、組織体制、担当部署、県と村との役割分担などを明記し、関係協定、関係書式等を入れ込み、その1冊を見れば基本的な対応が可能になるようにしておくことが望ましいと記載してあり、ぜひとも作成すべきと考えます。どうでしょうか。

○総務課長 地域防災計画の改定、来年着手したいと思いますが、その中であわせて検討していくということになるかと思います。

様式等もということですが、実は、例えば元号が変わるといったような細かいこともございまして、逆に余り細かく規定し過ぎると現実との乖離がどんどんどんどん進んでいくことにもなりますので、そのあたりも考えながら改定をしてまいりたいと思います。

○9 番 (鈴木 絹子) 村としてしっかり活用できるように作成してください。

ガイドラインには、平時の取り組みなくして災害時の緊急対応を行うことは不可能であるという認識に立ち、福祉避難所についても市町村を中心として平時からの取り組みを進めていただきたいとしています。村内の福祉避難所に行くであろう対象者の把握を平時より行い、対象者の状況把握も行うようにすることがガイドラインに示してありますが、この作業をするとなるとどこが担当になるのでしょうか。

○総務課長 これまでのいろんな答弁の中で出ておりますが、支え合いの地域づくり懇談会などで対象者として考えられる方を挙げていただいておりますし、同時に地域の方々とも情報共有をしているところでもあります。

交通防災係のほうでは、各地区から提出いただきます避難行動要支援者を把握して、それを台帳として保管するとともに、対象者にご理解いただいた上ではありますが、民生委員、社協、消防署、警察などと情報共有しております。ですが、ここ2年ほどは実際の更新ができていないというのが現実であります。

元来は、地区総代の皆さんがそういった方々を把握した時点でこちらへ申し出ていただくようお願いしてあるところでもありますけれども、そういった動きもこのとこ

る見られないということでもありますし、現時点では、こちらからも積極的にそういう動きができていないということも現実でありました。支え合いマップづくり懇談会につきましても、最初は防災主導という形で行政もかかわってきましたけれども、一定期間を過ぎる中で地区主導の取り組みというふうにしてきておりました関係上、防災担当は参加をしてこなくなっております。そういったことも要因かなというふうに思うものであります。だから、村が行ってやるんだということももちろん必要ではありますが、いかに地域の中でそういった取り組みが回るようにするかっていうことが一番大事なことでありまして、そういうことから、いわゆる支え合いマップづくりは支え合いの地域づくりというふうに名前を変えてきたというふうに理解をしております。

平時からの対象者の把握という点では、保健福祉課が担当することが適当というふうに考えます。

○9 番 (鈴木 絹子) ガイドラインでは、村はあらゆる媒体を活用し福祉避難所に関する情報を広く住民に周知すること、特に要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体に対して周知徹底することを示してあります。今いろいろお話しいただきましたけれども、また2番議員5番議員の中の話にもありましたけれども、支え合いマップの活用だとか、要援護者台帳もあるということで、それらのものを縦横にということか、横断的に使ってできるのかなと今思いましたけれども、あと、避難すべき人がしなかったって話の中で、避難しなかったのではなく、避難すべき人が避難できなかった、わからなかったということもあるかと思えます。情報は自分でできるだけ取りとということですけども、やっぱりとりに来られない人への対応は何とか手だてをとっていただければと考えます。いざというときを待たずに避難できるように、要配慮者が自分も避難できる場所があるとわかること、家族があつた避難所に行けばいいのだとわかることで要配慮者が安心できるよう、福祉避難所の開設は今後大変重要になると考えます。ぜひ、しっかりやっていただきたいと思えます。

3つ目の質問です。マイクロプラスチック汚染に対して中川村からの行動を進められないかということです。この問題は、奥も深く、いろいろな問題が出てきますけれども、今回そんなに広がらない形で中川の取り組みを考えられないかなということで発言します。

1つ目ですが、6月の一般質問で伺いました4月からのごみの出し方の変更による排出量の変化について、その6月では、まだ日が浅いということで、半年ぐらいすると傾向がわかるかなということだったので、改めて伺いますけれども、傾向がどんなふうになっているのかということ、特にプラごみの排出量の増減について考えられることがあったら示してください。

○住民税務課長 それでは、平成30年と令和元年の4月～10月の7ヶ月排出量で比較した結果を申し上げます。

可燃ごみの比較では、平成30年は191.6tです。令和元年は230.1t、20.1%、38.5tの増加です。

黒色ごみ袋のその他プラスチックを平成30年に含めたとしまして、平成30年は208.3t、こちらは10.5%の増、21.8t増加しております。

容器包装プラスチックは、平成30年36.4tで、令和元年が32.5t、10.7%の減少、こちらが3.9t減っております。

資源ごみの新聞、雑紙、段ボールは、平成30年の同時期に比べまして6.4tの減少となっております。

これらのことから、容器包装プラスチックの分が可燃ごみに流れていること、また資源ごみが分別されずに可燃ごみになっている可能性があります。

そのほかにも、可燃ごみの増加が見られますが、原因は、そのほかの分についてははっきりわからないという状況です。今まで出せなかったビデオテープ、カセットテープ類が出せるようになったこと、その他プラスチックのごみが可燃に変わって出しやすくなったこと、そのあたりがその他プラスチックの量が全体に増えているのかどうかということとはちょっと不明なんですけれども、分別が変わったということもあるのではないかと思います。

上伊那全体でも自然増のような同じような状況が見られるということですので、お願いします。

容器包装プラスチック、資源ごみは、やはり分別して資源化していかないと、不燃のごみがますます増えていくことになるというのが今の状況で考えられます。

○9 番 (鈴木 絹子) ごみは毎日出るものと考えます。これからも注視していきたいと思

います。2つ目になります。6月にも海洋プラスチック汚染についての質問をしましたが、この問題解決のため世界各国で加速度的に対策が進められていると伺います。それらの内容について感想を伺いたいと思っております。書いたんですが、それに当たるのが今お配りしました資料になります。感想が伺えればと思っておりますけれども。

また、日本の取り組みはというと、おくれをとっている感があります。このことについてもあわせて考えを伺いたいと思っております。

○村 長 日本は、このチラシと伺いますか、見る一番下のところに目が行ったわけですが、プラスチック包装材の廃棄量、2017年、日本は2位、これは1人当たり年間だそうではありますが、環境を大事にしよう、周りをきれいにしよう、他人に迷惑をかけないという、どうも日本人としての、何ていいますか、民族の持っているよさ、これを見ると打ち砕かれたような気持ちになるわけでありまして、これについては、やっぱり現実の話だと思っておりますので、これについては非常に残念だし、これは何とかしなきゃいけないだろうなと思っております。

日本は、海外メディアについてもそうですけれども、マイクロプラスチック対策など環境対策のアピールを積極的に行ってきたわけでありまして、G20に参加したヨーロッパやアメリカでも既に焼却処分は時代おくれの対策とされ、再資源化やごみ削減への方針転換が行われているということでありまして、どうも日本はおくれているなという感を持っております。

来年から、来年の7月からスーパーのレジ袋の有料化が検討されているそうでありますけれども、どうも外国から見ると周回おくれだよということで冷ややかに見られているというふうにも言われておまして、これについても残念なわけですけど、でも、これは一つ一つ私たちが、おくれであっても何とか直していかなくちゃいけないことでもありますので、1つは、私の感想に限らず言わせていただくと、例えば村から、村の職員も買い物をする際は、できればマイバッグを持参でレジ袋を受け取らないといったようなことを、ぜひ職員には提起をしていきたい、こんなふう考えておるわけであります。

日本全体でごみを削減していくには、物を生産する側の企業の取り組みがもはや欠かせません。これは、自由競争だし、これはもう企業に任せればいいんだと、企業の、いわゆる何ていいますか、行為と伺いますか、企業をやっていく上での、そういうところに任せていけばいいというふうな、もう時代ではないというふうに思っておりますので、ぜひ企業にはそういう取り組みを本当に真剣にお願いしたいわけでありまして、一方、生分解性のプラスチック製品の開発も進んでおるわけでありまして、できるだけこういったところにシフトするというのも1つの方法だろうなと思っております。

ただ、生分解性プラスチックも、これは、何ていいますか、これでさえ石油製品がもとではないかというふうな言い方になってしまうと、実は、私も農業者の一人でもあるつもりではありますけれども、例えば産業によっては、こういったことが全部否定されてしまうと成り立たない産業もあるわけでございますので、これはできるだけの努力という言い方にしかできないかと思っておりますが、そんな感想を持っております。

○9 番 (鈴木 絹子) 全くそういうふうにも私も思っています。全てのプラスチックを使わないという形では、人間、今の状態では多分生きていけないので、私たちができることからというふうな思いは持っています。

3番ですけれども、長野県では信州プラスチックスマート運動として取り組み、県庁率先実行として、1つ、公共調達におけるプラスチック削減の推進として、公共工事におけるプラスチック代替製品、今言われました生分解性プラスチックを使ったり木製品等を使ったりという、その活用の検討をされているということ、2つ目にエコマネジメント長野ということで、プラスチックごみ削減として全職員がプラスチックごみ削減を私の環境目標に設定する、3つ目として庁舎内における使い捨てプラスチックごみの削減等として、会議でのマイボトル持参の推奨、庁舎内における廃棄物分別回収の一層の徹底を挙げています。

先ほど職員にもマイバッグ、買い物のときにはマイバッグをつという話をしようかということもおっしゃいましたけれども、職員に限らず、中川村の村民で取り組むことの参考にはなるかと思っております。

4つ目ですけれども、6月議会では、村としてごみの減量化、資源化の啓発やポイ捨て禁止、減プラスチック、企業、学校等のごみ拾いの取り組みなどを行っていることやマイバッグを持参することなど、原則的なやり方と考えているという答弁をいた

だきましたが、さらに推し進めた取り組みを啓発できないかと提案したいと思います。例えば、「あなたにもできる脱プラスチック生活への誘い」としてプラなし生活を主催し、NHKの「クローズアップ現代+」でも紹介された古賀陽子さんの進め方ですが、初級編として、マイボトル、マイバッグを持ち歩く、ペットボトルを買わない、レジ袋やお店が提供するプラスチックのものを断る、中級編として、家の中にあるプラスチック製品は再利用可能なものにする、例えば台所のごみは水切りネットやレジ袋は使わずに新聞紙に包んで捨てる、中川村では土に埋めるとかコンポストに入れるとかもできるかと思えます。食器洗いのスポンジは木綿の布巾やセルローススポンジ、しゅろたわしなどを使う、ラップは蜜ろうラップに変えるなどです。このような内容のことを広報で特集したり環境学習会を開いたりして、プラごみが微細化されてマイクロプラスチックとして海に漂い、地球環境をも壊していくことをとめるために、中川村からの行動として、ぜひ進められないかと考えますが、いかがでしょうか。小さな取り組みも集まれば大きくなります。

○住民税務課長 信州プラスチックスマート運動についてですが、マイボトル持参の推奨、庁舎内のごみの分別回収については継続して行っていきたいと思えます。

公共工事のプラスチック代替製品、生分解性プラスチックの活用の検討については、実際どのようなものがあるのか、また使われているのか、情報を収集することからと考えます。

また、職員の環境に関する学習会は、開催を検討していきたいと思えます。習慣として自然に実行していくことで、周囲も気づいたり関心を深めたりしていくことで進めばいいわけですが、なかなか難しい状況もありますので、学習会ということも検討していきたいと思えます。

それから、議員にご提案をいただきました内容については、情報を収集して、また広報等も検討していきたいと思えます。

それから、ごみの減量化、資源化として3R、リデュース、減らす、リユース、繰り返し使う、リサイクル、再資源化するの3Rと、2R、リフューズ、ごみになるものを断る、リペア、直せるものは修理して使う、このようなことをホームページや広報、チラシ等を活用しながら取り組んでいきたいと思えます。

それから、生ごみは、農地還元、コンポストの生ごみ処理機での処理を引き続きお願いしていきます。

また、地区グループ活動などを通じて中川村のごみの排出の現状やプラスチックごみ削減に向けて出前講座等も検討していきたいと思えます。アイデアをそれぞれ出し合いながら、ごみの問題に関心を持つことにつながるのではないかと考えます。毎年、保健部長会の視察でごみ処理施設を見学しておりますが、この視察は、大変意識や関心が強くなって、ごみの減量や分別についても地区内で話題にもらえると思えますので、こちらも、また引き続き行っていきたいと思えます。

○9 番 (鈴木 絹子) いろいろなお話を伺えてよかったですと思えます。村民も一体となってやれていけることを期待したいと思えます。

それでは、最後、4門目に行きます。公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を導入する公立の義務教育諸学校等教職員の給与等に関する特別措置法の改定案についての考えを伺います。12月3日に参議院文教科学委員会で賛成多数で可決しましたが、まだ参議院本会議での審議があるわけです。この件については、村が直接に何かできるものではなく、長野県の条例に係るものですが、中川村の小中学校の先生たちの働き方、すなわち労働条件にかかり、しいては子どもたちの教育条件にかかわる問題と考へ、注視するべきと思つて質問します。

①です。この数年来、教員の働き過ぎが言われ続けて、部活のあり方の検討や長時間労働の軽減が考えられてきているところですが、働き方改革の名のもとに変形労働時間制の導入を盛り込んだ給与特別措置法の改定案が国会で論議されています。この改定案は働き方改革と言えらると思われませんか。

○教育長 この内容は、繁忙の月、例えば4月5月ですとかに勤務時間を延ばして、そうでない月に勤務時間を短縮する、あるいは夏休み等の長期休業期間に集中して休日を確保すると思われていますが、実態は、忙しい先生は年中忙しく、簡単に割り振りができるものではないと思えます。また、長期休業中においても研修や部活動指導、プール指導等があつて、現在の夏季休暇3日、厚生休暇等も取得でき切らないという先生もいる実態であります。それから、この制度は学校全体で一律に導入するものではなく、教員一人一人の事情に応じて導入するものであることを明確化しているとも思っています。今年度モデル校を設けて試行したさいたま市教育委員会では、一人一人というふうになった場合は服務管理をする教頭や事務担当の負担増が心配だという声があります。これらの実態から、難しい点があるというふうに考えております。

○9 番 (鈴木 絹子) 私も教員一人一人に違う形になるというのを記事で読んで本当にびっくりしたんですけども、それに関わる、それを面談して決めていくのは校長先生、教頭先生っていうことも書いてありまして、一律ではないというところはどうも納得ができません。

2つ目ですけども、現在、教員を含む地方公務員は地方公務員法で1年単位の変形性は適用除外となっています。政府は、給与特別措置法に地方公務員法と労働基準法を読みかえる条文を盛り込むことで教員への適用を可能にし、自治体が条例で定めれば労使協定も必要ないこととすることをしています。このことは、1年単位の変形性の適用要件から労使協定を外し、労働基準法の労使対等原則が守られないこととなります。また、地方公務員の権利や義務、労働条件を定めた最も基本的な地方公務員法も守られないことになるわけです。この点で考えられることがあつたらお伺いしたいです。

○教育長 今年度、年度初めと申しますか、先ごろも時間外及び休日勤務に関する労働基準法36条、いわゆる36協定というものでありますけれども、これについて各学校で平成31年3月に協定をして確認したところでありまして、教職員の労働に関しては、協定は大切なことであるというふうに考えております。

○9 番 (鈴木 絹子) わかりました。

そもそも給特法は、教職員調整額というのが給料の4%と言われてはいますが、それを支給するかわりに時間外労働手当などが支給されない、超勤4項目として生徒の実習関連業務、修学旅行のようなどきですね、あと学校行事関連業務、職員会議、災害等での緊急措置の4つが時間外勤務と定められているだけで、それ以外のことは全て自主的労働とされています。

長野県では、時間外勤務の時間を減らすよう全県的に取り組んで、目標を年間通して1ヶ月45時間以下、最も忙しい時期でも1ヶ月80時間以下にするとし、16年12月時点で45時間以下なのは県内553校のうち171校だったところを、18年には250校へ引き上げを目指すと言われていましたが、目標どおりになったのでしょうか。これも、もともと残業代ゼロという法律のもとで時間外勤務が野放しになっていたことが問題ではないかと考えてはいますが、また、中川村も減らすように工夫してきましたということは伺っております。

○教育長 学校では、昭和47年度から教員による宿直が廃止されまして、学校が原則夜9時閉門となって残留が改善されましたけれども、給特法の中で、その後、ご指摘のように少し緩んできたことはあるというふうに思います。

2015年度から時間外勤務時間の長野県全県集計を取り始めまして、その結果では、繁忙期である4月5月の平均は2017年が63時間44分でしたけれども、今年度、2019年はこれが57時間37分というように縮減をされてきております。多くの学校で教職員が主体的に業務改善の取り組みをそれぞれの学校で進めているあらわれというふうに言われております。

○9番 (鈴木 絹子) ④に行きます。変形性は業務の繁閑に合わせて年間を通じて所定の労働時間をならず仕組みで、文科省は学期中の所定労働時間を延ばし、その分、夏休み中に休日としてまとめ取りをすることをイメージしているといいます。先ほど教育長のおっしゃったとおりですけれども、これは憲法に由来する1日8時間、1週間40時間の労働時間規制の枠を取り払う労働者の命や健康にとって危険な例外的な制度であり、繁忙期の残業時間を見せかけ上減らすことにあり、例えば5時が定時であったのが定時6時7時となると、それからまた残業をしたり持ち帰ったりすることになる可能性が高く、子育てや介護を抱えた教員は、より厳しくなると見ますが、この点についてはどうでしょうか。

○教育長 日本教育新聞の先だって11月25日の記事によりますと、先ほども述べましたように、法案の審議に先立っての説明では、この制度は学校全体で一律に導入するものではなく、教員一人一人の事情に応じて導入するものであることを明確化しているというふうに言われておまして、また、今回の制度を活用する対象者を決めるに当たっては、ただいまお話のあったように、校長はそれぞれの教師と対話し、その事情を酌み取るとも答弁をされているところであります。この点は大切にしなければならないというふうに考えます。

○9番 (鈴木 絹子) 一人一人が違う形になると、仕事としての、何ていうか、職員室での調和もいろいろ難しいことがあるのではないかなあとは考えますが、次に行

きます。

5番ですが、全国の公立学校で毎年5,000人の教員が精神疾患で休職に追い込まれ、みずから命を絶つ事件も後を絶ちません。こんな例があります。4年間の臨時教員生活を抜け出し、正規教員として2014年4月から働き出したAさん。念願かなって意気揚々としていました。しかし、彼の健康は赴任直後から急速にむしばまれていきました。1年生の担任のほか、1年生～3年生の社会科や2年2組の体育も担当し、難しい保護者トラブル、初任者研修での厳しい指導、交通安全指導係、経験のない野球部の副顧問など、時間外勤務は4月から160時間を超えました。6月には、帰宅後、2階の自分の部屋にも上がれなくなって居間で眠っていたそうです。そして10月、「疲れしました。迷惑をかけてすみません。」との走り書きが最後の言葉となったそうです。

教員の労働条件の改善は、子どもたちの教育の質をよくすることに直結します。この法案が労働条件改善の道とは思えません。過労死促進法と言う人もいるほどです。抜本的な改善は、教員の数を増やし業務を軽減することで、しっかり子どもと向き合い、授業準備や研究活動などもきちんとできるのではないかと思います。どうでしょうか。

○教育長 今取り組まれている教職員の働き方改革の施策は、子どもたちの教育の質をよくすることを目的として行われている、お話しのとおりであります。国の教員定数の改善は、引き続き強く要望してまいります。

○9番 (鈴木 絹子) 中川村の子どもたちがよりよい教育条件のもとで元気に大きくなっていけるように、いろいろまた頑張っていたいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

これで一般質問を終わります。

○議長 これで鈴木絹子議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で散会といたします。

ご苦労さまでございました。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後2時50分 散会]